

令和3年第1回吉野町議会定例会会議録（第1日目）

1. 招集年月日 令和3年3月8日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 3月8日 午前10時27分開会
4. 応招議員
1番 藤本昌義 2番 辻内正誠
3番 上佳宏 4番 下中一平
5番 山本義史 6番 上滝義平
7番 野木康司 8番 中西利彦
9番 西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名
町長 中井章太 副町長 和田圭史
教育長 森本弥寿則 総務参事 奥出亘
マスターズ参事 岡本克也 財務課長 山本剛
総合政策参事 北谷隆範 町民課長 藤本和彦
税務収納課長 坂本圭至朗 長寿福祉課長 久野史人
暮らし環境整備課長 紺田正俊 産業振興課長 中尾勇
文化観光交流課長 坂本やよい 教育次長 上林勝則
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名
局長 小西修司 主査 中出敬子
10. 議事日程
日程1 仮議席の指定について
日程2 選第1号 吉野町議会議長の選挙について
日程3 議席の指定について
日程4 会議録署名議員の指名について
日程5 会期の決定について

| | | |
|-------|---------|-----------------------------------|
| 日程 6 | 選第 2 号 | 吉野町議会副議長の選挙について |
| 日程 7 | 選第 3 号 | 吉野広域行政組合議会議員の選挙について |
| 日程 8 | 選第 4 号 | 南和広域医療企業団議会議員の選挙について |
| 日程 9 | 選第 5 号 | 奈良県広域消防組合議会議員の選挙について |
| 日程 10 | 発議第 1 号 | 吉野町議会予算決算特別委員会の設置について |
| 日程 11 | | 吉野町議会常任委員会委員の選任について |
| 日程 12 | | 吉野町議会議会運営委員会委員の選任について |
| 日程 13 | | 吉野町議会予算決算特別委員会委員の選任について |
| 日程 14 | 推第 1 号 | 吉野町人権施策協議会委員の推薦について |
| 日程 15 | 推第 2 号 | 吉野町営住宅入居者選考委員会委員の推薦について |
| 日程 16 | 推第 3 号 | 吉野町営賃貸住宅並びに賃貸施設入居者選考審議会委員の推薦について |
| 日程 17 | 推第 4 号 | 吉野町定住促進戸建て住宅並びに集合住宅審査委員会委員の推薦について |
| 日程 18 | 推第 5 号 | 吉野町都市計画審議会委員の推薦について |
| 日程 19 | 推第 6 号 | 三町村広域行政推進協議会委員の推薦について |
| 日程 20 | 推第 7 号 | 吉野町国民健康保険運営協議会委員の推薦について |
| 日程 21 | 推第 8 号 | 吉野町総合計画策定審議会委員の推薦について |

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

小 西
事 務 局 長

皆さん、おはようございます。

議会事務局長の小西と申します。よろしくお願いいたします。

本定例会は、任期満了に伴う一般選挙後初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により出席議員の中で最年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。

本日の出席議員のうち、上滝議員が最年長の議員でございます。

上滝議員、議長席にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

上 滝 義 平
臨 時 議 長

はい。

ただいまご紹介いただきました上滝です。

一般選挙後初めての議会ですので、地方自治法第 107 条の規定により臨時議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

この 107 条の規定にはさきほど事務局が言うたように最年長者、私もう 75 歳でございますので一番長老でございます。そういうことで 107 条の規定に則って臨時議長をさせていただきます。

ただいまの出席議員総数は 9 名でございます。

定足数に達しておりますので、これより令和 3 年第 1 回吉野町議会定例会を開会いたします。

本定例会の日程に入ります前に、本町議会の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について申し上げます。

本定例会においては、長時間の密閉空間を避けるため適宜休憩をとりながら議場の換気を行い、マスク等の着用を方々お願いを申し上げます。

また発言時においては、空気乾燥による飛沫感染防止の観点から登壇しての発言以外は自席にて着席のまま行っていただくようお願いを申し上げます。

次に飲み物の持込み及び飲用については、従来どおりとし傍聴人の方々にも本町議会傍聴規則の一部を適用除外し、マスク等の着用、飲み物の持込み及び

飲用についても同様と致します。傍聴人の方を…誰も居れへんな。

傍聴人の方をはじめ、町議会に係る皆様の健康と安全を最優先に考え、感染拡大防止につながる行為にご理解をいただくよう重ねてご協力をお願いを申し上げます。

それでは、町長よりごあいさつを頂戴いたします。どうぞ。

中井町長

令和3年第1回吉野町議会定例会開会にあたりひとことごあいさつを申し上げます。

まずは先月行われました町議会議員選挙、見事当選されました皆様方に心よりお喜びを申し上げます。おめでとうございます。

本定例会でございますけれども、議会の体制を決める重要な議会であります。二元代表制の一役を担う議会のあり方、そして皆様もご承知のとおり現在1年間コロナが続いている状況の中で、そしてまた吉野町におきましても第5次総合計画がスタートする非常に重要なスタートの年でもあります。

どうか議員の皆様方とひとつになって切磋琢磨しながら町政運営できる体制を心よりお願い申し上げます。

私の施政方針につきましては、本会議の2日目に発表させていただきます。

本日はお手元に配布させていただいております1月28日臨時議会以降の行政報告でございますけれども、様々な行事等がございますけれども2点だけ報告をさせていただきます。

2月17日ですけれども、吉野中学校でリモート授業「ゆりやんレトリィバァ」の吉野町の国栖出身の方とですね、中学校1年、2年生の方がリモートで特別授業をされました。昨年GIGAスクール構想のもと、小中学校で1人1台のタブレット配布のもと、オンライン修学旅行であったり広島原発の被爆者の方とオンラインで授業したり、少しずつですけれどもこのオンラインを使った授業がスタートしております。

本当に地元出身の方で今、中学生も非常に様々な行事が制約される中で視野が狭くなったりとかするケースがございます。将来に見据えてゆりやんレトリィバァさんの話を聞かせていただいて、そして子ども達も身近なテレビでも見

るゆりやんの姿を見て少し元気になったのではないかなというふうに思っております。どんどんこれからもリモート授業を推進していける体制を整えていきたいと思っております。

そして3月6日、先週の土曜日ですけれども、これは吉野杉の家というのがございます。ここでずっと4年間経つんですけれども、長谷川豪、河瀬直美監督をゲストに迎えて対談をしていただきました。4年間で1,500人。去年はコロナの影響であまり開館はしておりませんでしたけれども、1,500の方が来られて半分が外国人であるということでございます。いろいろと木の魅力発信拠点という形も含めまして、もっともっとうこういった施設を、そして発信力のある方をお呼びしながら、こういった吉野の魅力を伝えることができたらというふうに思っております。

WEB等で後日配信になろうかと思っておりますけれども、建築を通してそしてまた吉野の木の文化であったり、歴史文化を伝える形を進めていきたいと思っております。

改めまして、本日新たな体制そしてまた一つになって吉野町を進めることをご期待申し上げ開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

上 滝 義 平
臨 時 議 長

町長、ありがとうございます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 仮議席の指定を行います。

ただいまお座りいただいている席を仮議席として決定いたしたいと思っておりますが異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議ないとみ認め、現在の座っておられるところを…。

異議なしと認めます。

よって現在の席を仮議席と決定いたします。

日程2 選第1号「吉野町議会議長の選挙について」を議題とし、議案は事務局から朗読いたします。

(事務局朗読)

議長選挙の方法についておはかりをします。

投票による方法と地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見をお伺いいたしたいと思います。
西澤議員。

西澤議員

指名推薦の方法でお願いします。

上滝義平
臨時議長

今、指名推薦というお声がありましたので、事務局のほうから…俺からけ。
今、議員のほうから議長一任の声がありますので…。

(「ないです。これです。」の声あり)

ただいま指名推薦の声がありますが、指名推薦することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないと認めます。

よって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

おはかりします。

指名の方法については、私が指名することにいたしたいと思いますが異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしとのことでした。

異議なしと認めます。

議長に野木…名前なんやっんな。

(「康司」の声あり)

康司。野木康司議員を指名いたします。

おはかりします。

ただいま私が指名いたしました議員を議長選挙の当選人と定めることに異議

ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしとの声がありましたので、異議なしと認めます。

したがってただいま指名をしました議員が議長選挙に当選をされました。

おめでとうございます。

野木康司議員が議長におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によりまして当選の告知をいたします。

よろしいな。

では、さっそく議長におられますので議長就任のごあいさつを頂戴いたします。

野木康司
新議長

ただいま、仮議長であります上滝議員のほうから指名推薦をいただきました。

そして議員各位のご賛同をいただきました。

議長を務めさせていただくこととなりました。

どうもありがとうございます。

吉野町民の皆さんのために、施策そして事業をしっかりと前へ進めていきたいとこのように考えております。

議員諸氏の皆様方のご理解とご協力を今後もお願いいたしまして、議会運営がスムーズにそして、積極的に前を向いていきますようにご協力をお願いをしたいと思います。

議長をしっかりと務めさせていただきます。ありがとうございました。

上滝義平
臨時議長

新議長ありがとうございました。

続いての準備をさせますので、自席で待機願います。

コロナの関係で少々、清潔にしております。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、

演台・演台上マイクのアルコール消毒を実施)

では、就任されました野木康司議長に対し町長のほうからごあいさつを頂戴いたします。どうぞ。

中井町長

まずは、今回の本会議にて議長に当選されました野木議員おめでとうございます。

野木議員におかれましては、平成20年に初当選以降様々な役職を経験されております。議長としては平成25年、そしてまた2回目平成30年と2回の議長も経験されており、非常に議会運営におきましても今回のこのコロナの中でございますけれども、議員各位の意見等々そしていろいろまとめていただける本場に能力をもった方かなというふうに思っております。

さきほどもあいさつさせていただきましたけれども、非常に今吉野町、そしてまた日本全国、世界が非常に混沌とした世の中でございます。

そんな中で吉野町としても地域の資源をしっかりと活かせるような町政としてもしっかりと提案もさせていただきますし、議会のとりまとめをいただきまして、非常に切磋琢磨した関係で町政運営ができますようそういった形をお願いできる能力を持った方だと思っておりますので、どうぞ今回からの議会、スタートしますけれども、どうぞ一緒になって頑張ってくださいようお願い申し上げます、お祝いの言葉とさせていただきます。

本日はどうもおめでとうございます。

上滝義平
臨時議長

これをもちまして、議長選挙を終わります。

ただいまをもちまして議長の職務はすべて終わりました。

議事運営にご協力いただいたことを感謝申し上げます。

暫時休憩いたします。

休憩時間はしばらくで、委員会室でご休憩を願いたいと思います。

新議長のもとに時間を調整して皆さんに連絡をさせていただきます。

(午前10時43分 休憩)

(午前11時10分 再開)

野木新議長

再開します。

日程3 議席の指定について

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長が定めることになっております。ただいまの仮議席を本議席と決定いたします。

日程4 会議録署名議員の指名について

会議規則第127条の規定により、議長が会議において指名することに定められております。

初議会でもありますので、今後の会議においての署名議員は先ほど決定いたしました議席の順に2名ずつ指名することに決めておきたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって会議録署名議員は1番 藤本議員、2番 辻内議員を指名いたします。

日程5 会期の決定についておはかりいたします。

会議規則第5条の規定により、本定例会の会期は本日より23日までの16日間にいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より23日までの16日間に決定いたしました。

日程6 選第2号「吉野町議会副議長の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

副議長選挙の方法についておはかりします。

投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。

中西議員。

中西議員

議長からの指名推薦でよろしくお願ひいたします。

野木新議長

ただいま議長一任の声がありますので、選挙の方法は指名推薦で行い、私が指名することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって議長が指名することに決定いたしました。

副議長に山本義史議員を指名いたします。

おはかりします。

ただいま、議長が指名いたしました山本議員を副議長選挙の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山本議員を副議長選挙の当選人と決定いたしました。

山本議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

副議長就任のごあいさつをお願いいたします。

山 本

ただいま議長より議長推薦をいただきました山本義史でございます。

新 副 議 長

副議長は 2 回目となりますが、何分未熟者でございますので皆様のご協力のほうよろしくお願ひいたします。

そして、皆様方にご承認いただいたことも感謝しております。

議長推薦していただいたということで、野木議長をバックアップして補佐を頑張っていきたいなと思います。

より良い吉野町にということで、頑張りますので何卒どうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

野木新議長

続いての準備をさせますので、自席にて待機願ひします。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、

演台・演台上マイクのアルコール消毒を実施)

町長より、就任されました山本副議長に対し、ごあいさつをお願いいたします。中井町長。

中井町長

まずは、副議長にご当選されました山本議員おめでとうございます。

山本議員におかれましては、平成29年3月に初当選されそして副議長、あいさつにもありましたけれども2回目でございます。

1度副議長を経験され、そしてその経験をこの厳しい難局を乗り越える、そういうところに活かしてほしいなというふうに思っております。

どうか野木議長をサポートしていただきより良い議会運営をしていただきますようお願い申し上げます、そしてまた副議長としての役割をしっかりと努めていただきますことをお願い申し上げます簡単ではございますけれども就任のお祝いのあいさつとさせていただきます。

おめでとうございます。

野木新議長

副議長選挙を終わります。

日程7 選第3号「吉野広域行政組合議会議員の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

選挙の方法についておはかりします。

投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。

中西議員。

中西議員

また、議長による指名推薦をお願いいたします。

野木新議長

議長一任の声がありますので、選挙の方法は指名推薦で行い、私が指名する

ことに致したいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって議長が指名することに決定いたしました。

吉野広域行政組合議会議員に西澤議員、中西議員、山本議員、そして私を指名いたします。

おはかりします。

ただいま、議長が指名いたしました4名を吉野広域行政組合議会議員の選挙の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました西澤議員、中西議員、山本議員、そして私、野木を吉野広域行政組合議会議員の選挙の当選人と決定いたしました。

選挙の結果当選人となられた西澤議員、中西議員、山本議員、そして私、野木が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

西澤議員、中西議員、山本議員、そして私、野木

よろしく申し上げます。

吉野広域行政組合議会議員の選挙を終わります。

日程8 選第4号「南和広域医療企業団議会議員の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

選挙の方法についておはかりします。

投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。

中西議員。

中 西 議 員

これもまた議長による指名推薦でお願いいたしたいと思えます。

野木新議長

議長一任の声がありますので、選挙の方法は指名推薦で行い私が指名することに致したいと思いますが異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって議長が指名することに決定いたしました。

南和広域医療企業団議会議員に藤本議員を指名いたします。

おはかりします。

ただいま議長が指名いたしました藤本議員を南和広域医療企業団議会議員の選挙の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました藤本議員を南和広域医療企業団議会議員の選挙の当選人と決定いたしました。

藤本議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

藤本議員よろしく申し上げます。

南和広域医療企業団議会議員の選挙を終わります。

日程 9 選第 5 号「奈良県広域消防組合議会議員の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

選挙の方法についておはかりします。

投票による方法と、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推薦の方法がありますがいずれの方法を採用するかご意見を伺います。

中西議員。

中 西 議 員

これもまた議長からの指名推薦でお願いいたします。

野木新議長

議長一任の声がありますので、選挙の方法は指名推薦で行い私が指名することに致したいと思いますが異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって議長が指名することに決定いたしました。

奈良県広域消防組合議会議員に西澤議員を指名いたします。

おはかりします。

ただいま議長が指名いたしました西澤議員を奈良県広域消防組合議会議員の選挙の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました西澤議員を奈良県広域消防組合議会議員の選挙の当選人と決定いたしました。

西澤議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

西澤議員よろしく申し上げます。

奈良県広域消防組合議会議員の選挙を終わります。

日程 10 発議第 1 号「吉野町議会予算決算特別委員会の設置について」を上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

ただいま発議いたしました予算決算特別委員会の設置につきましては、吉野町の予算並びに決算に関する事項につきまして、調査及び審査するため設置するものでございます。

おはかりします。

委員会条例第 5 条の規定により、議員全員で構成する「予算決算特別委員会」を設置することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認め、予算並びに決算に関する事項について全議員で構成し設置

期限については、調査及び審査が終了するまでとする「予算決算特別委員会」を設置することに決定いたしました。

自席にて暫時休憩いたします。

それでは少し早いですが、昼食休憩にいたしたいと思います。

1時から再開をいたします。

よろしく願いいたします。

(午前 11 時 26 分 休憩)

(午後 1 時 2 分 再開)

日程 11 「吉野町議会常任委員会委員の選任について」

日程 12 「吉野町議会議会運営委員会委員の選任について」

日程 13 「吉野町議会予算決算特別委員会委員の選任について」

日程 14 推第 1 号「吉野町人権施策協議会委員の推薦について」

日程 15 推第 2 号「吉野町営住宅入居者選考委員会委員の推薦について」

日程 16 推第 3 号「吉野町営賃貸住宅並びに賃貸施設入居者選考審議会委員の推薦について」

日程 17 推第 4 号「吉野町定住促進戸建て住宅並びに集合住宅審査委員会委員の推薦について」

日程 18 推第 5 号「吉野町都市計画審議会委員の推薦について」

日程 19 推第 6 号「三町村広域行政推進協議会委員の推薦について」

日程 20 推第 7 号「吉野町国民健康保険運営協議会委員の推薦について」

日程 21 推第 8 号「吉野町総合計画策定審議会委員の推薦について」を議題として一括上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

各常任委員会、議会運営委員会、予算決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長が議会にはかって指名することとなっております。

また、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、各委員会の委員長及び副委員

長は委員会において互選することになっておりますが、この場で互選することとし、加えて各種委員の推薦についてもこの場で推薦したいと思いますですがそれに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

互選及び推薦の方法について意見を伺います。

中西議員。

中西議員

選考委員によって選出をしていただきたいというふうに思います。

野木新議長

選考委員を選出しての選考の声がありますが、これに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって選考委員を選出して選考いたします。

選考委員の選出については議長より指名したいと思います、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

それでは、議長より選考委員を指名いたします。

西澤議員、下中議員、この2名を指名し、そこに議長、副議長が加わります。

この際、みなさまにお願いいたします。

選考の結果、いずれの委員会の正副委員長に選ばれても、またいずれの委員に推薦されても異議無く承諾いただきますようお願い申し上げます。

また、委員会条例の規定により、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員の定数は議員全員となっておりますので、併せて承諾くださいますようお願い申し上げます。

暫時休憩をいたします。

(午後 1時10分 休憩)

(午後 1時40分 再開)

再開いたします。

選考の結果を事務局から報告願います。

【事務局からの選任結果の発表】

小 西
事 務 局 長

報告させていただきます。

総務文教厚生委員会委員長に 西澤巧平議員、副委員長に 藤本昌義議員。

産業建設委員会委員長に 下中一平議員、副委員長に 辻内正誠議員。

議会運営委員会委員長に 中西利彦議員、副委員長に 西澤巧平議員。

予算決算特別委員会委員長に 山本義史議員、副委員長に 上滝義平議員。

吉野町人権施策協議会委員に 藤本昌義議員、山本義史議員。

吉野町営住宅入居者選考委員会委員に 辻内正誠議員、下中一平議員、山本義史議員。

吉野町営賃貸住宅並びに賃貸施設入居者選考審議会委員に 辻内正誠議員、下中一平議員、山本義史議員。

吉野町定住促進戸建て住宅並びに集合住宅審査委員会委員に 辻内正誠議員、下中一平議員、山本義史議員。

吉野町都市計画審議会委員に 下中一平議員、山本義史議員、上滝義平議員、西澤巧平議員。

三町村広域行政推進協議会委員に 野木康司議員、中西利彦議員、西澤巧平議員。

吉野町国民健康保険運営協議会委員に 藤本昌義議員。

吉野町総合計画策定審議会委員に 西澤巧平議員。

以上でございます。

野木新議長

ただいまの報告のとおりといたしたいと思いますが異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

したがって報告のとおり選任及び推薦することに決定いたしました。

自席にて休憩願います。

(午後 1時42分 休憩)

(午後 1時43分 再開)

再開します。

皆様のご協力によりまして、役員選出等、予定しておりました日程がすべて終了いたしました。

議会運営委員会委員長と相談の結果

9日 午前10時から 議会運営委員会

10日 午前10時から 本会議第2日目

を開会いたしますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

本日はこれもちまして散会といたします。ご協力ありがとうございました。

(午後 1時44分 散会)

令和3年第1回吉野町議会定例会会議録（第2日目）

1. 招集年月日 令和3年3月10日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 3月10日 午前10時00分開会
4. 応招議員 1番 藤本昌義 2番 辻内正誠
3番 上佳宏 4番 下中一平
5番 山本義史 6番 上滝義平
7番 野木康司 8番 中西利彦
9番 西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名
町 長 中井章太 副町長 和田圭史
教 育 長 森本弥寿則 総務参事 奥出亘
マスタース、参事 岡本克也 財務課長 山本剛
総合政策参事 北谷隆範 町民課長 藤本和彦
税務収納課長 坂本圭至朗 長寿福祉課長 久野史人
暮らし環境整備課長 紺田正俊 産業振興課長 中尾勇
文化観光交流課長 坂本やよい 教育次長 上林勝則
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名
局 長 小西修司 主 査 中出敬子
10. 議事日程
日程1 承第1号 令和2年度吉野町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについて
日程2 議第5号 吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
日程3 議第6号 吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて
日程4 議第7号 吉野町介護保険条例の一部を改正することについて

| | | |
|-------|---------|--|
| 日程 5 | 議第 8 号 | 吉野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正することについて |
| 日程 6 | 議第 9 号 | 動産の買入れに係る財産の取得について |
| 日程 7 | 議第 10 号 | 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程 8 | 議第 11 号 | 吉野山ふるさとセンターに係る指定管理者の指定について |
| 日程 9 | 議第 12 号 | 宮滝河川交流センターに係る指定管理者の指定について |
| 日程 10 | 議第 13 号 | 第 5 次吉野町総合計画基本構想（案）について |
| 日程 11 | 議第 14 号 | 令和 2 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 14 号について |
| 日程 12 | 議第 15 号 | 令和 2 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について |
| 日程 13 | 議第 16 号 | 令和 3 年度吉野町一般会計予算（案）について |
| 日程 14 | 議第 17 号 | 令和 3 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について |
| 日程 15 | 議第 18 号 | 令和 3 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について |
| 日程 16 | 議第 19 号 | 令和 3 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について |
| 日程 17 | 議第 20 号 | 令和 3 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について |
| 日程 18 | 議第 21 号 | 令和 3 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について |
| 日程 19 | 議第 22 号 | 令和 3 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について |
| 日程 20 | | 一般質問 |

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長

ただいまの出席議員総数は9名でございます。
定足数に達しておりますので、議会は成立をいたしました。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
開会にあたり町長よりごあいさつをお願いいたします。
中井町長。

中井町長

おはようございます。
本会議2日目、開会にあたりひとことごあいさつ並びに施政方針を述べさせていただきます。
まずは一昨日行われました本会議にて、吉野町議会の新たな体制を決めていただきました。令和3年度の町政運営にとりましても重要な1年であります。議会の皆様方のお力添えをいただき町政を前に進めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくをお願いいたします。
本日上程させていただく議案でございますけれども、専決処分の承認が1件、条例の一部改正が4件、財産の取得が1件、規約の変更が1件、指定管理者の指定が2件、総合計画基本構想が1件、補正予算（案）2件、予算（案）が7件でございます。慎重審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
それでは、施政方針のほうを述べさせていただきます。

【はじめに】

令和3年吉野町議会第1回定例会が開催され、令和3年度の一般会計予算をはじめとする各議案の審議をお願いするにあたり、町政運営の基本的な考え方や、新年度の重点事業・主要な施策・事業の概要について申し述べをさせていただきます。

まずは感染リスクと日々向かい合いながら、最前線の現場でご尽力をいただいている医療や介護に従事する皆様、私たちの暮らしを支えていただいているすべての皆様に、こころから敬意と感謝を申し上げます。

さて、議員の皆様方におかれましては、このたびの任期の満了に伴う吉野町

議会議員選挙におきまして、町民の皆様の信託を受け当選の栄に浴されましたこと心よりお慶び申し上げます。

町政の課題解決・町の活性化などに向けてご活躍されますことをご期待申し上げます。

また昨年は、新型コロナウイルス感染拡大への早い対応が求められたことから、補正予算等の決定におきましては専決処分をはじめ、臨時議会の開催など皆様から多大なるご理解とご協力を賜りましたことをあらためて感謝を申し上げます。

今年も住民の皆様へのワクチン接種の準備をはじめ、引き続き感染拡大の防止と経済活動の回復に向けて、ご理解とご協力をお願いしますとともに、ご指導とご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【令和2年度を振り返って】

昨年2月に、第6代吉野町長として町政の舵取り役という重責を担わせていただいていた間もなく、新型コロナウイルス感染拡大が世界的に広まりました。社会情勢の劇的な変化への対応が求められるという前渡多難な船出となりました。

いま思い起こしますと、1月に国内ではじめて新型コロナウイルス感染者が確認されてから、3月には小中高校などの一斉休業、東京オリンピック・パラリンピックの延期、4月には全国に緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出やイベント・行事の開催自粛、外国からの入国制限等、本町においても吉野山の観桜期と重なり観光客は減少し、関連業界のみならず地域経済にも大きな影響が今もなお続いております。

5月には一時的に感染者数が減少し、経済活動が回復に向かいかけたものの、秋から冬にかけての感染再拡大により、1月には11都道府県に緊急事態宣言が発令されました。幸い、本町におきましても、昨年から今日まで町民の皆様の日々の感染予防に係る基本的な行動をとっていただいていることで、感染拡大を最小限にとどめることができいております。全国的に見ても、今年2月に入り第3波の感染拡大は徐々に減少しつつあります。

ようやく、国内でも医療従事者を対象に2月からワクチン接種がはじまっており、順次高齢者の方々などを優先的にワクチン接種が始まる予定でございます。少しずつではありますが、コロナ感染症の克服に向けた明るい兆しが見えはじめてきたところです。

まずは、町民の命と健康を守り安心を取り戻すことです。国を通じて入荷するワクチン接種をいかに速やかに皆さんに適切に受けていただけるかにかかっておりますが、引き続き正しい情報のもとで一人ひとりにできる感染予防対策も改めてお願いすることです。

吉野町は、近隣の大淀町・下市町と3町共同で南奈良総合医療センター看護専門学校体育館を会場として行うコロナワクチンの集団接種と医師による個別接種の両輪で計画と準備を進めております。詳細が決まり次第、町民の皆様にもお知らせさせていただきます。

【我が国の経済情勢】

1月国会での菅総理の施政方針演説によりますと、新型コロナ対策としては『国民の命と健康を守り抜く。』まずは安心を取り戻すため、世界で猛威を振るい、我が国でも深刻な状況にある新型コロナウイルス感染症を1日も早く収束させる。また『暮らしと雇用を守る』については、何としても事業を継続していただき、暮らしと雇用を守っていく。それが政治の責務であると示されております。

3月11日の東日本大震災から10年目を迎えます。

国は『災害対策・国土強靱化』、震災の経験を教訓とし、さらにここ数年の相次ぐ水害や災害の激甚化のなか、防災・減災、国土強靱化については今年度から集中的に対策を進めるとしてあります。

さらに、高齢者をはじめ誰もが安心できる社会保障制度を作り、未来を担う子どもたちや若者のための政策として、『グリーン社会の実現』と『デジタル改革』を進めるとしてあります。デジタル庁の創設は改革の象徴であり、国全体のデジタル化を主導し、マイナンバーカードの普及とそれを使った行政手続きのオンライン化、また教育環境のデジタル化を進めるとしてあります。

国のデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の中では、『デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実感できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～』が示されました。

わが町においても、住民の利便性の向上に限られた人的資源を効率的に生かすために、国の動向にあわせてデジタル化を展開していく必要があると考えております。

【吉野町の財政状況】

令和元年度の一般会計歳出額は、59億8,049万円、特別会計を併せての総額は約93億円余りとなりました。町の借金にあたる町債は、一般会計59億円、特別会計47億円の元利合計約106億円となっています。

うち、一般会計にかかる町債は臨時財政対策債21億円、過疎債が約30億円、その他交付税措置率の高い災害債8億円等で、実質的な町の負担は約10億円となっております。特別会計を併せても実質的な町の負担は約42億円にとどまる状況であります。また、町の貯金にあたる基金残高は10億円前後を保っており、令和2年度も財政健全化判断基準内での健全な行政運営を行うことができっております。

【令和3年度の町政運営・主要事業等について】

○新型コロナウイルスワクチン接種事業について

集団接種・個別接種に係る費用、ワクチン接種を受ける方の移動に要する費用など、全額国庫補助金を財源に新型コロナウイルスワクチン接種事業に上半期分の経費9,124万9,000円を計上しました。

○令和3年度の重点事業

令和3年度は、次の3つの事業を重点事業として位置づけております。

まず、令和2年9月から着手しております「小中一貫教育校の整備」については、総事業費は約15億円、2年目にあたる令和3年度の予算額は、小中一貫教育推進事業に工事請負費6億5,800万円、学習机や収納庫等の備品購入費な

どの整備費用をあわせて計上し、令和3年10月末の建物の竣工に向けて建設事業を進めております。またソフト面におきましては、令和4年4月の小中一貫校の開校に向けて、PTA、地域の代表者の方々と構成される「小中一貫教育校開校検討委員会」に専門部会を設置し、通学方法などについて検討・協議を進めていただいております。また、ICTを活用した教育による学力向上、情報活用能力の向上に取り組むなど、本町義務教育9年間の学びの「魅力ある教育環境づくり」に向けて、着実に準備を進めています。

次に、「新たな地域公共交通体系（AI運行デマンド）の整備」については、令和3年度は町社会福祉協議会とバス・タクシー事業者により、AI配車運行システムを導入したデマンドバスの実証実験運行を開始します。その費用として現在運行中のスマイルバスの運行費用の他に、新たに試験運行費用の4,500万円を加算し、地域公共交通活性化事業に総額9,248万円の事業費を計上し、交通弱者等の外出支援による見守りを進めてまいります。

3つ目の重点事業としての、「地域資源を活かした新たな観光スタイル構築」については、観光の振興に係るウィズコロナ・アフターコロナに向けた新たな観光スタイルの模索として、通過型から滞在型の4都市連携（田原本町・吉野町・明日香村・奈良市）のサイクルツーリズムの費用、地域の魅力再発見（マイクロツーリズム）の造成費用、昨年秋に開催した屋外展示型の広域連携（県・吉野町・天川村・曾爾村）による芸術祭「MIND TRAIL 奥大和心のなかの美術館」の開催に伴う実行委員会への負担金等を、新たな観光スタイル推進事業に550万円を計上し、取り組みを進めてまいります。

○3つの重点事業にあわせて、令和3年度の主要な事業を何点かご紹介いたします。

現在、使用しているアナログ防災行政無線システムが、令和4年11月30日をもって使用できなくなることを踏まえ、移動系デジタル防災行政無線の整備として本庁舎の統制局、町内の基地局、消防車両の車載無線機、並びに自治会長または避難所に配置型の受信機設備等を整備するため、防災行政無線整備事業に2億5,000万円、また吉野第2分団と中竜門第3分団に合計3台の消防車両の整備を行うため、消防施設整備事業に3,867万6,000円を計上しています。

令和元年度から交付されておる森林環境譲与税の財源を活用して、森林所有者の意向調査、森林地番図作成の準備等をはじめ、未整備森林の自然林化、被害森林の伐採補助など森林環境整備促進事業に約 4,285 万 8,000 円を計上しています。

新たな吉野山観光周遊システムを構築するため観光周遊システム構築・推進事業に 990 万円、津風呂湖活性化計画策定のため観光力向上事業に 553 万 5,000 円、また小中一貫校整備後の小学校跡地利用の検討業務として地域政策総務事業に 994 万 5,000 円など、各種団体と協議・検討を重ねて地元の要望をとりまとめ実現可能な計画を策定するための委託費用を計上しています。

各家庭から排出される一般廃棄物の処理方法については、令和 2 年 12 月 25 日に「吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会」からの提言を受けており、今回の 3 月定例会の産業建設委員会で吉野町のゴミ処理方法の方向性を示した上で、6 月以降に事業費用を予算に計上したいと考えております。

前年度からの継続事業としては、宮滝遺跡の発掘と史跡活用にかかる吉野万葉整備活用事業、高齢者の外出支援としてタクシーの初乗り料金の一部を補助する高齢者移動支援事業、鳥獣害駆除にかかる柵の購入・対策に係る鳥獣害防止総合対策事業、移住交流相談拠点運営にかかる移住定住促進事業、そして商工会への補助金など、商工業振興事業等の所要予算を計上しています。

また、誰一人取り残すことのないまちづくりを進めるため、令和 2 年度から開催しております「ミニ座談会」については、令和 3 年度も継続して開催したいと考えております。

令和 3 年度から始まる新しい制度としては、集落営農組織の結成に向けた取り組みを始める団体、農耕機具等の共同購入を行う組織への補助金として、美しい農地景観を守るまちづくり補助金並びに集落営農組織化推進補助金を農地保全活動推進事業に創設し、本町の農業施策を推進してまいります。

家庭ゴミの減量化を図るため、清掃総務事業で生ごみ処理機購入補助制度を創設し、処理機の購入による家庭の費用負担の軽減をはじめます。

なお、引き続き感染症対策、地域経済に対応する事業については、今後交付されます国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用して対策を

進めてまいります。

【吉野町の将来像実現に向けて】

町民にわかりやすい組織とし、また効率的で効果的な事務執行体制を確立するため、12月の議会において課の設置条例の改正をご承認いただきました。

これを受けて令和3年4月から、役場の機構・組織を改革します。政策・施策の中核として、町の総合戦略、広報、財政を担当する政策戦略課を新設するなど、課の再編・統合を行います。

令和12年までの10年間のまちの将来像・まちづくりの方向性を示す、第5次吉野町総合計画の基本構想がまとまりましたので、今回の3月議会定例会に提出させていただきました。

中学生をはじめ幅広く町民の皆様のご意見を基に、まちの将来像を『～「ひと」がつながり「ひと」が輝き「ひと」が潤う 感動生まれる 吉野町～』と決めました。

まちづくりの主役は「ひと」であり、「ひと」と「ひと」のつながりにより無限の「輝き」や「感動」が生まれる。みんなの心が豊かになる＝「潤う」という未来のまちの姿をイメージしています。また、本町に関わるあらゆる「ひと」が、このまちの未来が明るく希望に満ちあふれていると、「ワクワクドキドキ」できるようなまちづくりを進めていきたいという想いを込めています。

以上が令和3年度の重点事業、並びに主な施策・事業の概要です。

【令和3年度当初予算の規模等】

これら主要施策、事業の関連予算を含めた令和3年度の当初予算の規模は、

一般会計 62億5,000万円

特別会計 28億5,980万円

企業会計 6億7,364万円

合 計 97億8,344万円

となっております。

提出いたしました各会計予算の概要及び事業の詳細については、予算決算特

別委員会等で各課長等から説明をさせていただきます。

【おわりに】

夏の東京オリンピック・パラリンピックは、人類が新型コロナウイルスに打ち勝った証として、また東日本大震災からの復興を世界に発信する機会として準備が進められています。

聖火リレーは、2021年4月12日に吉野町をめぐり7月23日から始まる東京へ平和と希望の『炎』を届けていきます。

また、吉野町で本年開催する予定であった関西ワールドマスタースゲームズのカヌースプリント競技は、1年間延期され、2022年5月19日から23日までの5日間、本町で開催されることが決定され、大会に向けて着実に準備を進めているところです。

まずは、1日も早い感染の収束を願い、収束後のコロナに適した我々の新しい生活様式「ニューノーマル」を築きながら町民の皆さんが安心して暮らせる日常、安心・安全な社会・経済活動、「暮らし」を取り戻していく、そして賑わいの町を取り戻すため、私は全力を尽くしてまいります。

黒人として初めて国務長官にまで上り詰めた「コリン・パウエル」が胸に刻み人生を歩んできた言葉があります。

「物事を為すのは組織ではない。物事を為すのは計画や制度ではない。物事を為せるのは人だけだ。組織や計画、制度は、人を助けるか邪魔するかである」。

すべては「ひと」である。町のリーダーとして私自身もこの言葉を胸にふるさと吉野を未来に繋いでまいります。

議員各位におかれましては、今後ともなお一層のご指導とご支援をお願い申し上げますと共に、提案いたしました予算案をはじめとする諸案件につきまして、ご審議のうえご賛同を賜りますようお願い申し上げ、令和3年度の町政に挑む所信といたします。

改めまして、3月定例議会、慎重審議賜りますことをお願い申し上げ、開会にあたってのあいさつと施政方針とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

野木議長

ありがとうございました。

日程1 承第1号「令和2年度吉野町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

（事務局朗読）

説明を求めます。山本財務課長。

山本
財務課長

失礼いたします。

承第1号「令和2年度吉野町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについて」説明いたします。

提出議案等説明資料を基に説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

「1. 根拠法令等」地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年度吉野町一般会計補正予算（第13号）を専決処分しましたので同条第3項により報告し、その承認を求めるものでございます。

「2. 専決処分の概要」といたしまして、専決処分事項でございます。

新型コロナウイルス感染症対応の関連予算といたしまして、令和2年度吉野町一般会計補正予算（第13号）につきまして議会の議決すべき案件につき特に急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和3年2月10日に専決処分を行ったものでございます。

「3. 補正予算の概要」といたしまして、第1条「歳入歳出の補正」補正額を2,570万8,000円とし、補正後の歳入歳出予算額を76億5,681万7,000円とするものでございます。歳入の説明でございます。15款「国庫支出金」補正額2,570万8,000円、内訳といたしまして「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」1,739万円、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金」831万8,000円でございます。歳出の説明に移ります。

3款「民生費」補正額66万円、「こども園管理総務事業」新型コロナウイルス

ス感染症対策備品購入といたしまして、各園の入口に非接触サーモカメラを設置する備品購入費を計上しております。4款「衛生費」といたしまして、831万8,000円。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、システム改修コールセンター業務・接種券作成等の委託料等を計上しております。6款「観光商工費」補正額924万円。吉野町withコロナ安全宣言事業といたしまして、観光客対策の抗原検査キット購入の費用を計上しております。9款「教育費」749万円。内訳といたしまして、小学校管理総務事業に66万円、中学校管理総務事業に33万円、こども園と同様に各校の入口に非接触型サーモカメラを設置する備品購入費の追加でございます。

また中央公民館等の管理運営事業といたしまして、多人数で会議をする場合のマイクの使いまわしを避けるため、複数使用可能な会議用マイクセットの購入費として650万円を計上し、歳出総額2,570万8,000円計上しております。

以上が説明、報告でございます。ご承認を賜りますようお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程2 議第5号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。藤本町民課長。

藤 本
町 民 課 長

それでは、議第5号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」説明させていただきます。

説明資料の3ページをご覧ください。

1. 改正の主旨ですが、今議会事務局の説明のあったとおりです。

2. 改正する条例の概要です。改正する条例は、吉野町国民健康保険税条例です。改正の概要ですが、保険税の減免第26条関係です。国民健康保険の県単位化が実施され、保険税の減免についても県統一化を図ることにされたものに基づきます。減免の事由ですが、次の5つの要件に統一されます。①災害、②所得減、③拘禁、④旧扶養者、⑤生活扶助対象者となっております。

施行期日につきましては、令和3年4月1日となっております。審議の程よろしくお願いいたします。

野 木 議 長

質疑を求めます。上滝議員。

上 滝 議 員

はちはちわかりましたが、今現在の国民健康保険税の税率が奈良県の税率よりも高い税率で課税しておるということは確かでございますけれども、今後その合併というか、県で統一される税率についてはまだわかりませんが、高くなるのか安くなるのかかわったら教えていただきたいとこういう質問でございます。

野 木 議 長

藤本町民課長。

藤 本
町 民 課 長

平成6年4月1日に向けて、統一化が完全に図られます。

平成3年度に県の…

(「令和やろ」の声あり)

すみません。令和6年度に統一されますが、令和3年度に県の標準税率が見

直される予定でしたが、コロナの影響もあり据え置くということで、県統一化が図られております。6年度の改正については、コロナが収束し保険者一人当たりの医療費が伸びると想定されれば、若干上がる可能性があると思われれます。

現在のところは、若干上がるだろうという見込みで想定しております。以上です。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 今までよりも上がるということですか。

野木議長 藤本課長。

藤本町民課長 今の税率より若干、上る可能性があると考えております。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 今、既に奈良県の税率よりも高い税率で課税しているというのは間違いございませんか。

野木議長 藤本町民課長。

藤本町民課長 一部、高い税率が採用されております。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 それは、所得割なんか何なの、均等割なんか教えてください。

野木議長

藤本課長。

藤本町民課長

まず、医療費分の所得割が0.12%高く設定されております。

(「奈良県よりも」の声あり)

奈良県の基準よりも0.12%高く設定されております。

それから平等割が若干1,800円高い設定になっております。

野木議長

上滝議員、質疑は既に3回を超えておりますので。

(「3回になっとんの」の声あり)

はい。

(「わかりました」の声あり)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程3 議第6号「吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。藤本町民課長。

藤本町民課長

議第6号「吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて」説明させていただきます。

説明資料の4ページをご覧ください。

1. 改正の主旨ですが、今議会事務局の説明のあったとおりです。
2. 改正する条例の概要ですが、改正する条例は吉野町国民健康保険条例で

す。改正の概要ですが、新型コロナウイルス感染症の定義です。改正前が、「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。」に改めます。施行期日は公布の日となっております。審議の程よろしくお願ひします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程4 議第7号「吉野町介護保険条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

（ 事 務 局 朗 読 ）

説明を求めます。久野長寿福祉課長。

久野長寿
福祉課長

失礼いたします。

議第7号「吉野町介護保険条例の一部を改正することについて」議案等説明資料を基にご説明をさせていただきます。

5ページをご覧ください。

改正の主旨につきましては、今事務局が説明していただいたとおりでございます。根拠法令につきましては、記載のとおりです。

改正の概要といたしましては、第8期の介護保険料の基準月額を6,100円となるように改正、また減免規定において新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、新型コロナウイルス感染症の定義が削除されたことによる定義の変更でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程5 議第8号「吉野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。久野長寿福祉課長。

久野長寿
福祉課長

議第8号「吉野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正することについて」ご説明をさせていただきます。議案説明資料を基にご説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。

主旨につきましては、今事務局が朗読していただいたとおりでございます。

改正の概要といたしましては、地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援等の事業、居宅介護支援事業を行っている事業所の指定基準を定めた国の関係法令が一括して改正されたことに伴い、吉野町

の指定基準等を改正するものでございます。

内容といたしましては、7ページをご覧くださいと思いますが、運営基準の改正が主なものでございます。

また、居宅介護支援事業所において令和6年3月31日まで主任居宅介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネージャーでなくても管理者とすることができる旨の経過措置が延長となったため、条例改正案を提出させていただくものです。

ご審議よろしく申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程6 議第9号「動産の買入れに係る財産の取得について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。北谷総合政策参事。

北谷総合
政策参事

議第9号について説明させていただきます。

議案説明資料8ページをご覧ください。

取得する財産の概要でございます。デマンドバス車両4台。

「取得目的」デマンドバス運用開始に伴う車両の購入。

「契約金額」1,603万9,540円。うち、消費税に相当する額145万8,140円。

「契約の方法」については、指名競争入札。

「契約の相手方」住所 吉野郡吉野町大字丹治51番地。氏名 西本自動車工業 代表者 西本重夫。

「支出科目」令和2年度一般会計 第2款 総務費 第2項 企画費 第3目 交通対策費 第17節 備品購入費。

「根拠法令等」でございます。地方自治法施行令第96条第1項第8号によるものでございます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程7 議第10号「奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。奥出総務参事。

奥出
総務参事

失礼します。議第10号について説明させていただきます。

議案説明資料の9ページをお願いします。

変更する規約につきましては、奈良県市町村総合事務組合同規約でございます。こちらにつきましては、この組合は平成20年に設立されまして組合市町村の職員の退職手当の支給に関するところあるいは、公務災害の補償の実施に関するこ

とを共同処理している組合でございますが、現在県内の39市町村16一部事務組合で構成しております。その中から、葛城広域行政事務組合が3月31日をもって解散されることに伴い、構成町村が県内の39市町村15一部事務組合になるものでございます。この規約の変更につきましては、構成団体のすべての議会の議決を要することから、今回提出したものでございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議第10号について委員会の付託を省略することに決しました。

議第10号「奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について」意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は可決することに決しました。

日程8 議第11号「吉野山ふるさとセンターに係る指定管理者の指定について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。上林教育次長。

上 林
教育次長

それでは、議第11号についてご説明させていただきます。

議案説明資料の10ページをご覧くださいと思います。

指定管理対象施設でございます。吉野山ふるさとセンターのプールを除く部分でございます。所在地につきましては、吉野山2548番地の2でございます。

指定管理者に指定する者でございます。吉野山425番地 吉野山自治会 会長山本春洋 でございます。業務の範囲及び管理の基準でございます。記載のとおり1～4でございます。管理の基準でございます。吉野山ふるさとセンター管理規則及び吉野山ふるさとセンターの施設管理に関する協定書（案）に定めるとおりでございます。この物件につきましては、平成21年度から地元吉野山自治会で指定管理いただいているものを継続して指定管理をお願いするものでございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程9 議第12号「宮滝河川交流センターに係る指定管理者の指定について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

（ 事 務 局 朗 読 ）

説明を求めます。坂本文化観光交流課長。

坂 本
文化観光
交流課長

失礼いたします。

議第12号についてご説明申し上げます。

議案説明資料の11ページをご覧くださいと思います。

指定管理対象施設の名称は、宮滝河川交流センターでございます。所在地は、宮滝82番地の1でございます。指定管理者に指定する者でございますが、宮滝82番地の1 宮滝自治会 会長 上田秀幸 でございます。業務の範囲及び管理の基準でございますが、業務の範囲につきましては1～4の記載の通りでございます。管理の基準につきましては、宮滝河川交流センター管理規則及び宮滝河川交流センター施設管理に関する協定書（案）に定めるとおりでございます。指定の期間でございますが、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

以上ご審議の程よろしくお願いいたします。

野 木 議 長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって本案は産業建設委員会に付託することにいたします。

日程10 議第13号「第5次吉野町総合計画基本構想（案）について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

（ 事 務 局 朗 読 ）

説明を求めます。北谷総合政策参事。

北 谷 総 合

議第13号について説明させていただきます。

政策参事

議第13号「第5次吉野町総合計画基本構想（案）について」

目的等については事務局朗読のとおりでございます。

概要について説明させていただきます。

令和3年度から令和12年度の概ね10年間のまちの将来像、まちの方向性、施策の大綱などをまとめたものでございます。また35の施策評価、事務評価に基づき取組の進捗確認、次年度の方向性を検討するものでございます。

まず第1章については、まちづくり基本条例に基づく基本理念、基本原則を記載しております。第2章は、まちの将来像を『～「ひと」がつながり 「ひと」が輝き 「ひと」が潤う 感動生まれる 吉野町～』と定めております。

次に第3章でございますが、まちづくりの方向性を4施策とし、施策1として「ひと」人を育む吉野町、施策2として「循環」循環と発展をめざす吉野町、施策3として「安心」安心できる吉野町、施策4として「行財政」持続可能な吉野町としています。

次に第4章で、土地利用の方向性を定めています。土地利用の方向性として、10の地区を設定しています。まちづくりの基本条例の中で地域課題を解決し、地域力を高めるための区域を7つの区域として位置付けています。道路区分を基に道路ネットワークの方向性を示しています。

最後の第5章で将来像実現のための施策体系（施策の大綱）を明記しております。先ほど申しました4つの施策で11分野、34施策を策定いたしております。よろしくご審議の程お願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程11 議第14号「令和2年度吉野町一般会計補正予算（案）第14号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

山本財務課長。

山 本
財 務 課 長

失礼いたします。

議第14号「令和2年度吉野町一般会計補正予算（案）第14号について」ご説明いたします。提出議案等説明資料の14ページ、15ページをご覧ください。補正予算の概要でございます。

歳入歳出の補正第1条といたしまして、補正額6,005万6,000円をそれぞれ追加し補正後の歳入歳出予算額を77億1,687万3,000円とするものでございます。

2. 繰越明許費第2条といたしまして、地方自治法第213条第1項の規定に基づき翌年度に繰り越して使用できる経費として2款「総務費」の庁舎等管理事業、金額791万5,000円から9款「教育費」小中一貫教育推進事業、金額2億2,367万5,000円まで、13事業、合計3億8,036万7,000円について繰越明許費として定めるものでございます。

3. 地方債の補正第3条といたしまして、減収補填債1,890万円を追加するものでございます。

15ページに移りまして、歳入の内容でございます。

2款「地方譲与税」補正額1,491万3,000円。森林環境譲与税の増額に伴う補正の増額でございます。20款「繰越金」補正額2,624万3,000円。今回不足する財源を補うために繰越金より充当するものでございます。22款「町債」1,890万円。先ほどの地方債の補正で説明しました「減収補填債」でございます。

歳出の説明に移ります。

2款「総務費」補正額6,317万8,000円、内訳といたしまして、職員給与費退職手当特別負担金として4,112万7,000円、その他特定目的基金積立金といたしまして、森林環境整備促進基金積立金2,066万円でございます。

また電算管理事業については98万2,000円、またホームページ等管理運営事業

40万9,000円を機構改革に伴い、費用として追加を計上するものでございます。

5款「農林水産業費」については、マイナス574万7,000円ということで、森林環境整備促進事業費の減でございます。森林環境整備促進基金の積立金のほうに残額を充当するため振り替えて減額するものでございます。9款「教育費」262万5,000円、職員給与費（退職手当組合負担金）でございます。以上歳入歳出共に6,005万6,000円の増額を求めるものでございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程12 議第15号「令和2年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第1号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。紺田暮らし環境整備課長。

紺田
暮らし環境
整備課長

失礼します。

議案説明資料16ページをご覧ください。

議第15号「令和2年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第1号について」ご説明させていただきます。

内容につきましては、令和3年度への繰越明許費でございます。

1款「下水道事業費」1項「下水道事業費」事業名といたしまして、「公共下水道建設事業」でございます。繰越明許費といたしまして900万円をお願いす

るところでございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

換気休憩を行います。

再開は11時15分といたします。

(午前11時00分 休憩)

(午前11時15分 再開)

再開いたします。

日程13 議第16号「令和3年度吉野町一般会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。山本財務課長。

山本
財務課長

議第16号「令和3年度吉野町一般会計予算（案）について」ご説明いたします。提出議案等説明資料の18ページから20ページを基に説明させていただきます。まず18ページをご覧ください。

1. 予算の概要でございます。

歳入歳出予算第1条といたしまして、令和3年度予算については、62億5,000万円の計上でございます。前年に比べ7,500万円の減少でございます。

第2条債務負担行為といたしまして、事項「基幹系システム更新」期間「令

和4年度から令和8年度」限度額「3,814万3,000円」と定めます。

また「小中学校電算機器の更新」といたしまして、「令和4年度から令和8年度まで」限度額「1,709万8,000円」の債務負担行為を定めるものでございます。第3条といたしまして、地方債でございます。起債の目的1番の「公共交通活性化対策債」から25番の「臨時財政対策債」まで過疎債については5億6,770万円、その他の起債については4億8,670万円、合計10億5,440万円の地方債を定めるものでございます。

19ページに移りまして、一時借入金（第4条）に、一時借入金の最高額を5億円と定めるものでございます。

（第5条）で歳出予算の流用可能な範囲といたしまして、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合、同一款内でのこれらの経費の各項間の流用を可能する規定をもうけたものでございます。

歳入の説明でございます。

1款「町税」から22款「町債」まで歳入合計62億5,000万円でございます。

主なものといたしましては、1款の「町税」7億14万3,000円、また11款の「地方交付税」24億5,667万1,000円、15款の「国庫支出金」6億8,045万6,000円などでございます。

20ページをご覧ください。歳出でございます。

1款の「議会費」から12款の「予備費」まで総額、歳出合計は62億5,000万円で、主なものといたしましては8款の「消防費」6億5,043万8,000円、9款の「教育費」10億9,203万7,000円、こちらは小中一貫教育校に係る経費等でございます。組んでということでございます。また11款「公債費」については5億4,428万3,000円の計上でございます。

4番、地方債の令和元年度末の現在高並びに令和2年度末及び令和3年度末における現在高の見込みにつきましては、令和2年度末の見込みを63億5,081万8,000円とし、令和3年度末の見込み額については先ほどの地方債の借入額を加えて68億7,599万7,000円の見込みとしているところでございます。

以上令和3年度予算の主な内容について説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

野木議長 質疑を求めます。

上滝議員。

上滝議員 今、説明していただいた公定歩合は聞いてないねんけど、前々から公定歩合は5%になってましたが、今現在は3%以内になつとるんですけれどもそこらはどうですか。

野木議長 山本財務課長。

山本財務課長 昨年、令和2年度の予算の際にご説明をさせていただいたとおり、民法の改正がございまして公定歩合のほうは5%から3%に引き下げられたことによりまして、吉野町のほうで予算を計上する際の借り入れの限度利率につきましても、その民法の改正にあわせて3%以下というかたちで予算のほうには地方債の上限額、利率のほうを規定させていただいておるところでございまして。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 よくわかりました。

ただ、町長が所信表明のなかで特別会計と一般会計あわせて元金106億の起債があると言いましたな。その確認は106億と聞いてますけれども利息含めてどのくらいになるのか教えてほしいと思います。

野木議長 山本財務課長。

山本財務課長 はい、すみません。

山本財務課長 施政方針のほうで町長から説明いただきました中でございまして、こちらにも元利合計と示させていただいております、約106億円というのが令和元年度の決算時点での残高となっております。

上 滝 議 員

利息はどのくらいかというのは。
今、判れへんだらまた今度、後日でよろしいですよ。
利息が含まれてないということですね。

山 本
財 務 課 長

いや、含まれております。

野 木 議 長

元利です。

(「いや、元利って言うとしたやん。」の声あり)

元利合計です。

(「議長、もう時間の関係でよろしいです。」の声あり)

はい。また委員会等で。

(「はい。」の声あり)

他に質疑はございませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ござい
ませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程14 議第17号「令和3年度吉野町国民健康保険特別会計予算(案)につ
いて」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

藤本町民課長。

藤 本

議第17号「令和3年度吉野町国民健康保険特別会計予算(案)について」説

町民課長 明させていただきます。
資料の21ページをご覧ください。
予算の名称ですが、令和3年度吉野町国民健康保険特別会計事業勘定予算となります。歳入歳出予算第1条ですが、総計が11億4,800万円となっております。
続きまして、歳入のほうから説明させていただきます。
1款「国民健康保険税」2億668万円。4款「県支出金」8億4,098万2,000円。歳入合計11億4,800万円となっております。
歳出のほうですが、2款「保険給付費」8億3,239万5,000円。3款「国民健康保険事業費納付金」2億7,870万8,000円となっております。歳出合計11億4,800万円となっております。審議の程よろしく願いいたします。

野木議長 質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
おはかりします。
本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。
よって本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程15 議第18号「令和3年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。
藤本町民課長。

藤本町民課長 議第18号「令和3年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について」説明させていただきます。
資料の22ページをご覧ください。
歳入歳出予算ですが、1億6,300万円となっております。

歳入のほうですが、1款「後期高齢者医療保険料」1億770万7,000円。3款「繰入金」5,070万3,000円。歳入合計1億6,300万円。

歳出のほうですが、2款「後期高齢者医療広域連合納付金」1億5,499万4,000円となっております。歳出合計1億6,300万円となっております。以上ご審議の程よろしく申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程16 議第19号「令和3年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

久野長寿福祉課長。

久野長寿
福祉課長

議第19号「令和3年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について」ご説明をさせていただきます。

議案説明資料23ページをご覧ください。

介護保険特別会計保険事業勘定、サービス事業勘定合わせまして、12億6,400万円の予算（案）でございます。

まず、保険事業勘定歳入といたしまして1款「保険料」から8款「諸収入」合わせまして12億6,110万円。また保険事業勘定歳出、1款「総務費」から6款「予備費」合わせまして12億6,110万円の（案）でございます。

続きまして、24ページをご覧ください。サービス事業勘定でございます。

サービス事業勘定の歳入、1款「サービス収入」から3款「繰越金」合わせて290万円の歳入予算でございます。

歳出予算につきましては、1款「サービス事業費」290万円となっております。

保険事業勘定12億6,110万円、またサービス事業勘定290万円の合計12億6,400万円を令和3年度介護保険特別会計予算として提案を行うものです。よろしくお願いたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程17 議第20号「令和3年度吉野町下水道事業特別会計予算(案)について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

紺田暮らし環境整備課長。

紺田
暮らし環境
整備課長

失礼します。

議第20号「令和3年度吉野町下水道事業特別会計予算(案)について」ご説明させていただきます。

議案説明資料25ページをお願いいたします。

歳入歳出の予算につきましては、2億5,380万円でございます。

地方債といたしまして、下水道事業及び資本費平準化費用を合計いたしまして6,260万円でございます。一時借入金といたしまして、2,000万円でございます。

歳入でございます。1款「分担金及び負担金」から7款「町債」までの合計金額2億5,380万円でございます。

歳出でございます。1款「下水道事業費」2「公債費」合わせまして、歳入と同額の2億5,380万円でございます。

地方債の令和元年度末の現在高並びに令和2年度末及び令和3年度末における現在高の見込みでございます。令和2年度末の現在高見込みといたしまして、「下水道事業債」「過疎対策事業債」「資本費平準化債」合わせまして16億879万2,000円でございます。令和3年度末現在高見込みといたしまして、15億2,031万9,000円でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程18 議第21号「令和3年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算(案)について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

紺田暮らし環境整備課長。

紺田
暮らし環境
整備課長

失礼します。

議第21号「令和3年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算(案)について」ご説明させていただきます。

議案説明資料26ページをよろしくお願ひします。

歳入歳出予算といたしまして、3,100万円でございます。地方債といたしまし

て、下水道事業200万円、資本費平準化債950万円、合わせまして1,150万円でございます。一時借入金は、1,000万円でございます。

歳入、1款「使用料及び手数料」から5款「町債」までの歳入合計といたしまして、3,100万円でございます。

歳出といたしまして、1款「農業集落排水事業費」から2款「公債費」までの合計金額といたしまして歳入と同額の3,100万円でございます。

そして、地方債の令和元年度末の現在高並びに令和2年度末及び令和3年度末における現在高の見込みでございます。令和2年度末の現在高といたしまして、1億2,879万6,000円でございます。令和3年度末の現在高の見込みといたしまして、1億1,852万5,000円でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程19 議第22号「令和3年度吉野町水道事業特別会計予算(案)について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

紺田暮らし環境整備課長。

紺田

失礼します。

暮らし環境

議第22号「令和3年度吉野町水道事業特別会計予算(案)について」ご説明

整備課長

させていただきます。

議案説明資料27ページをお願いいたします。

業務の予定量でございます。給水戸数といたしまして、3,800件。年間総給水量といたしまして、68万3,000㎥でございます。1日の平均給水量といたしまして、1,871㎥でございます。主な建設改良事業費といたしまして、4,950万円といたしまして、峰寺地区の配水管布設替の工事を予定しております。収益的収入でございます。1項の「営業収益」から第3項の「特別収益」の合計額といたしまして、2億9,577万円でございます。収益的支出でございます。1項の「営業費用」から4項の「予備費」までの合計額といたしまして、3億8,602万円でございます。

資本的収入でございます。1項の「企業債」から4項の「その他資本的収入」の合計といたしまして、1億3,359万円でございます。

資本的支出でございます。1項の「建設改良費」から2項の「企業債償還金」の合計額といたしまして、2億8,762万円でございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。

企業債でございます。目的といたしましては、峰寺地区の配水管布設替の工事等でございます。限度額といたしまして、6,820万円でございます。一時借入金は1,500万円でございます。

そして、議会の議決を要する流用といたしまして職員給与費3,411万円でございます。またその他会計からの補助金といたしまして、9,397万円でございます。

そして、たな卸資産の購入限度額といたしまして、287万1,000円でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

野木議長

続いて一般質問に入ります。

日程20 一般質問に入ります。

3番、上佳宏議員より出されております

- (1) コロナ禍で「生活を守る」支援に課題あり
- (2) 国栖の杜の整備状況について
- (3) 吉野町事務監査請求について
- (4) ゴミ問題①

の一般質問をお願いします。

上議員。

上議員

3番、上佳宏でございます。

発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

まず、コロナの影響で、今日現在でもう8,000人を超える方が日本でお亡くなりになっています。そのことに心から哀悼の意を表させていただきます。そしてまた、医療従事者の皆様は、今日もお休みもなく、非常に厳しい環境での療養に力を入れていただいていること、併せましてお礼申し上げます。

そして、このコロナの影響に関してございましてですが、吉野町もやはり例外ではございません。亡くなる人は非常に少なかったというふうに思っておりますし、ありがたい限りだと思っておりますし、患者さんも非常に少ない状況だと思っております。

ただ、このコロナによって、経済、非常に大きな打撃を受けています。これは吉野町だけのことではありませんが、私も町なかでも、コロナのことについていろいろ生活が苦しくなった、どうしたらいいのかというふうなお悩みを受けたりするようなことが増えてまいりました。恐らくこれは、今年や来年、しばらく経済的な困窮というのは続くんじゃないだろうかというふうに考えてお

ります。

まず町長にご質問させていただきますが、吉野町におけるコロナの実態、そういった経済的な面を含めても、どういう状況にあるか、どういうお問合せが多くて、どういうことを対応しておられるのかということを中心に教えていただきたいと思っております。

野木議長

中井町長。

中井町長

上議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

上議員のご質問の中にもありました社会生活、また経済、様々な分野において、昨年の4月以降、国の経済対策、そしてまた県の経済対策、そしてそこに町の独自の経済対策という形で、様々な事業を展開させていただきました。国からコロナ交付金という形で約3億3,000万が交付されまして、まずは、吉野町にとって、現場がどういう状況になっているか、昨年の4月以降、まずやはり一番大きなダメージを受けたのが桜の時期でございました。観光、そして、それに伴う吉野町の場合は木材関連産業が割り箸まで非常に幅が広い、そういった状況を把握しようという形で、全部事業者のヒアリングを行わせていただきました。その中で、やはりすぐ対応できる対策、そしてまた、長期的にやらなければならない対策、そして、それと同時に、先ほど上議員からありましたけれども、生活支援の部分ですね、この部分もしっかりしていけないといけない。そういった3億3,000万をバランスよく事業として展開できるかということを中心にまず第一に考えてさせていただきました。そして、少し簡単に話をさせていただきますと、まずやはり子供の教育、学びの保障が3月の休業でなくなりました。その中で、少しでも1日でも早く学びの保障、改善をしてあげたい思いの中から、GIGAスクールの前倒しという形で、タブレット端末を8月導入にさせていただきました。これは子供の教育。

次に、経済対策として、事業所の継続支援という形の国や県の事業もあるんですけども、やはり時間がかかる、そしてまた、書類等々、私自身も事業者の経験がありますので、非常に時間がかかる。ですから簡単に、事業を継続意

思がある人を、生産性向上であったり、感染症対策をする人たちに事業所継続の応援補助金をさせていただきました。

そして、観光のほうでいきますと、やはりおかえりよしの、GoToトラベル、「いまなら。キャンペーン」、これに合わせて、おかえりよしの商品券という形で、2,000円の商品券をお渡しするという形、そしてまた、地域の事業所に商品券という振興券を配布させていただきました。これも従来、商工事業者、商工会がやっていった店舗でいくと、非常に使える店が少なかった。それを今回のコロナに乗じて、180店舗まで拡大させていただいて、その中で利用させていただいた。そういう経済対策であったり、そして生活支援でいくと、水道の基本料金の減免、これを今も3月まで継続させていただいております。これはやはり全町民の皆さん方、そして未普及世帯には商品券を配布する等々、対策を取らせていただいて、できる限り安全安心な生活をできる体制という形で臨ませていただいたのが現状でございます。ただやはり、想像以上にコロナが長期化しております。ですからまた、1億2,000万のコロナ交付金を初め、財政調整基金をやはり財源が厳しい中で、いかなる状況にも陥るかも分からないので、そういった対策はいろんな場面で講じていこうと考えております。

以上でございます。

野木議長

上議員。

上議員

恐らく、そうした資金も可能な限り有意義に使っていただければと思うんですが、一番大事なところは、やはり町民の皆様の生活を守るところだと思っています。そこに対してはどうしてもなかなか手が挙げにくいという皆様のお話もあるんですが、このコロナの影響で例えばパートの時間が8時間から4時間になりましたって、もうこれで収入半額になるわけですよね。そうした方に前年度の収入に応じて、保険料とか年金とかの支払いが来るわけですから、当然減免の措置があるにもかかわらず、まだそういった手策がなかなか行き渡っていないというのは正直なところだと私も感じています。ですので、広報ですとか、テレビですとか、そういったところで大々的にそういったご案内をしていただ

くということと、もう一つ、コロナに関連するこういう生活に関わることであれば、窓口を一本化して、どこかの担当課で別に分けるというわけではなくて、コロナの専用のダイヤルのようなものを吉野町でおつくりになって、何かあればご相談くださいというような窓口をつくられるのも方法でないかというふうには考えております。

それと、町内、民生委員の方とか、区長様はたくさんいらっしゃいます。皆さんでお声をかけ合っていて、生活保護の事案になるようなことがあればすぐにでも対応していただけるようなお話をさせていただければなと思っています。これに関しては一刻を争うことでもありますので、なるべく早期に対応していただけたらと思っています。

以上です。

野木議長

中井町長。

中井町長

ただいまの町民の皆さん方の不安を少しでも解消する。やはり、いろんな制度はあっても、なかなかその町民の皆さん方に届いていない。ホームページであったり、また広報紙であったり、これは行政がつくった形のものを配布であったり、掲載している。そこからもう一步踏み込んでいくと。今、スマホでSNSの時代になっています。ですから、まだまだ普及、全体から見れば少ないかも分からないけれども、今、スマホを活用したLINEアプリ等々、情報をしっかり子育て世代交代の人に届けていくとか、今おっしゃっていただいたような町民相談窓口のようなものを、これ、商工事業者の場合は商工会と連動して、経済対策の相談窓口をさせていただいた経緯がありますけれども、今後、コロナだけに限らず、町民相談、不安、そういった部分をしっかりと対応できるような体制を取ってまいりたいと思います。またどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

上議員

結構です。じゃ、次に移らせていただきます。

野木議長 はい、どうぞ。上議員。

上議員 次は、2番に移らせていただきますが、国栖の杜整備状況についてという内容でございます。

私も2月25日の朝日新聞を見て驚きまして、現地を確認に行きました。当然、旧国栖小学校の跡地の件でありまして、もともと、北岡町政時代にされていた国栖モデルと言われていた学校の跡地の再利用の計画の中だと思っておりますが、最終的なところで、もともと、新聞記事によれば、キャンプ場とか、そういう用途に使いたいというお話で整備を進められていたところに、設計の恐らく仕様では枝葉のチップというふうに書かれていたというものが、なぜか産業廃棄物じゃないかと思われるようなガラス片や金属やベニヤ板の破片、そんなものが含まれている状況であったというふうな内容で新聞を、私は理解しています。最近また現地を見に行きましたら、片づけられて新しいものを敷かれようとしておったんですが、これ、当然ながら、発注仕様書とその現場で管理されている方は、事前に承認をしてから実際の工事に移ると思うんですけども、そういったことがなされていたのか、そういった議事録が残っていたのかということは、ちょっと私はどうしても気になってしょうがないです。こういったことは当然ながら事前承認を恐らくしているでしょうから、事前承認しているのであれば施工業者の問題なのかもしれませんし、それとも、それに至る前の問題なのか、どちらなのかということも含めて、細かいところはお伺いしたいんですが、まずもって、この新聞紙面に書かれていたことについて、町長はどのようにお考えか教えていただけませんかでしょうか。

野木議長 中井町長。

中井町長 この国栖の杜の工事につきましては、私も議員時代からこの国栖の杜校舎の解体であったり、いろいろ杜づくりをしていくという形で見守っておりました。そして就任して、最終のこの造園、庭です、庭に当たる部分ですけども、こ

れを進める工事の中で、やはりその国栖自治協、協議会と連動しながら、そしてまたその思いを持って、住民とともに進める工事であると。従来の公共工事とは少し今までとは違う形の工事がこれ最後進められてきていました。その中でやはり一番は、先ほど、上議員がありましたけれども、元来、特殊な工事で、施工監理者等々を、やはり技術者を雇って、やはりそれに願いをかなうような形、そしてまた専門性という形で進めてきた形が、最後、そのチップの形が少し形状が違うという形で、現在は最終的にはまだ引渡しをいただいておりますので、その部分をしっかりと改善して、仕上げていただいていたほしいということで、私は指示をしておりますけれども、まずは、こういった状況になったことに対して国栖自治協初め地元の方に、オープンも間近に迎えた中で非常に残念に思っております。

その中で、しっかり今回の工事の進捗状況も再度改めて見直し、その中で、今後やはりこういう地域、自治協も含めてですけれども、連携する事業は増えてこうかなと、そしてまた、マンパワー、技術者が不足の中でどういった体制でできるかというのも再度今後に生かしていきたいなのを、今時点では思っております。詳細についてももし必要であれば、担当課のほうから説明をさせていただきます。

野木議長

上議員。

上議員

では、詳細を教えてくださいなんですけれども、その地元の方と一緒につくっていくというのは非常に大事なことであるとは思いますが、その発注の仕様書は、枝葉のチップと書かれていると新聞には書かれていましたけれども、実際、どのような仕様で発注されたのでしょうか。それと、施行されたのは何で施工されたのか。

野木議長

北谷総合政策参事。

北谷総合

お答えいたします。

政策参事

まず、仕様書についてのご質問やと思います。

設計仕様書については、マルチング材は落葉落枝をチップ化したものとするという仕様書になっております。

2点目について、もう一度お願いいたします。

上議員

設計仕様が落葉落枝のチップ化。

北谷総合
政策参事

はい、そうです。

上議員

ということですか。で、実際は何が敷かれたんですか。

北谷総合
政策参事

実際は……

上議員

新聞記事にある時点で。

北谷総合
政策参事

実際は、木のチップ化したものでございまして、これは施工監理者が施工業者にどのようなもの、植栽についての専門技術を要していましたので、これについてももう少し細かく言うと、植栽についてのバーク堆肥、堆肥ですね、植栽、機能、ものについてのバーク堆肥とチップ化したものをどのようなものが、ところがいいですかというアドバイスを求めて、そのような業者を紹介する中で、業者がチップについてその供給業者に出向き、そこについて購入したものでございます。

物については、落葉落枝というものを全てそれ、面積が3,541平米という広大な面積になりますので、落葉落枝というものだけでは量が足りないということもありまして、木をチップ化したもの、再生したもの、木材、材木等の再生化した木くずの再資源化したものを購入したという経緯がございます。

以上です。

野木議長 上議員。

上議員 ちょっと分かりにくかったんですけども、バーク堆肥を入れてくださいという指示をしたんですか。

北谷総合政策参事 バーク堆肥はまず1つ、それと、先ほど言いましたように、土壌と木の養生のために、落葉落枝をチップ化したものを施してくださいというものでございます。2つあります。バーク堆肥とチップは別のものがございます。

野木議長 上議員。

上議員 落葉落枝とバーク堆肥で再生した木材品はどこになるんですか。

野木議長 北谷総合政策参事。

北谷総合政策参事 実際、その落葉落枝をチップ化したものを敷いたのかというご質問でありましたので、実際どのようなものかということをお答えさせていただいたということです。木材等の再利用化、木くず等の再資源化したチップを施工したというものでございます。

野木議長 上議員。

上議員 再生した木を使った、幹材とか、そういうところをチップ化するのではなくて、再生材の木材を使ったということですよね。そしたら、ガラスや金属片やくぎなどが入っていた。それはどうしてですか。

野木議長 北谷総合政策参事。

北谷総合
政策参事

まず、経緯についてご説明させていただきます。

11月に樹木の植栽及び芝張りの施工を行いました。12月にマルチング材の敷設前に施工業者がサンプルを持参し、4者による町、施工監理者、施工業者、地元自治協のメンバーの立会いの下、サンプルを確認を行いました。この時点で、サンプルについては異物の混入は確認せず、4者了承いたしました。しかし、マルチング材に金属片やガラス片等の混入があり、施工業者及び施工監理者に聞き取りを行った結果、金属片やガラス片等の確認をしながら放置したということが判明いたしました。このことにより、まだ工事は完了しておらず、施工監理者及び施工業者には、検査不適合による修補請求を文書通知しました。現在、敷設したマルチング材を撤去中及び新たなマルチング材の選定を行っているものでございます。補修工事完了後は、検査に合格すれば当然引渡しを受ける予定でございます。

経緯については以上でございます。

野木議長

上議員。

上議員

今、詳しく伺ったんですが、4者で協議を行って、それ以降でその打合せと違う物が入ったので、修正をしていただいたという経緯ですね。恐らくそのように聞き受けました。

ただ、実際のところ、この今の発注の経緯とか、仕様の話ですとか、仕様変更の話だとか、納品されたものの検査の話だとか、詳しいところは当然ながらもう少し、誰の責任でどうなったということも含めて、我々も知りたいと思っていますので、詳細はこの一般質問では時間がないので、また委員会でお話を伺いたいと思っています。

当然ながら、当然これ公費がかかっているわけですから、多くの追加ができてやれるような話じゃありませんので、そういったことに関してもお話をしたいというのと、誰の責任でそうなったのかということは明確にしていきたいと思っています。

以上です。

では、時間がないので、次のお話に行かせていただきます。

3番、吉野町の事務監査請求についてでございます。

これに関しましては、必要法定数を上回る1,496名もの署名が昨年11月2日に監査委員に受理されたということでございます。この一連の事務監査請求に関しては、町長はどのようにお考えでしょうか。

野木議長

中井町長。

中井町長

事務監査請求は、住民の皆様の自治体の機関、または重要な政治・行政的な意思決定に直接参与する直接参政権の行使であることを踏まえて、このたびの一般廃棄物行政に係る事務監査請求は、今、上議員のご指摘のとおり、必要法定数を大きく上回る署名を添えて請求されたことは、重く受け止めております。

この原因ですけれども、いわゆる昨年の町長選挙のときに、やはり様々なごみ処理に関する町民さんへの情報開示、いわゆるそういったところが非常にまだ今現在になっても至っていないのではないかなというふうに考えております。

私も議員時代、上議員もおられました。ある意味、さくらを脱退したその中で、やはり事務監査請求にもあるとおり、経済的にはどちらが優位か、この点はいろいろ国の動きであったり、そしてごみ処理施設の広域化、集約化、規模化、規模も含めてですけれども、いろんなことを含めて脱退したという、私自身はそういう自負を持っています。ですからある意味、できる限り持続可能なごみ処理施設をしていく。そして、そういったことをやはりさくら広域脱退以降ですね、行政側からの情報であったり、しっかりした町民の皆さん方への説明、ここがやはり不足していた原因が今のこの現在に至るとるのではないかなと思っておりますので、私は十分その点は理解しております。ですから、今回のあり方検討委員会の提言書にも記載のあるとおり、5項、6項あります。それをできる限り近隣自治体の首長さんも含めて、そしてまた県含めて、いろいろ連携しながら情報の提供と、そして説明をしっかりとしていきたい、そういったことでこの事務監査請求に対する不安を払拭してまいりたいと考えております。

以上です。

野木議長

上議員。

上議員

事務監査請求という制度自体は、当然ながら、我々の議員の中から1人と一般の監査委員の中から1人の2人でこの事務の内容について監査をするという内容だと私は理解しています。

そういったことで、今、現状、11月2日以降、この回答がないということに関して、いろいろ私もお話を伺っているあたりするんですが、結果として、これ、回答に期日がないので、遅くなってもそれは制度的には全く問題ないものだと私も理解しているんです。

ただ、当初の予定で、一般の監査委員と議会議員からの2人で監査するというのが制度の趣旨にあるので、それができていないことに関しては、改めて議会議員の中から監査委員を加えて2人で事務監査をして、その結果を報告するというほうが正しいのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

野木議長

事務局、制度の話ですんで、奥出参事、答えられますか。
奥出参事。

奥出
総務参事

はい。失礼します。監査委員につきましてはご指摘のとおり、一般の監査委員と議選の監査委員がおってくれまして、そのうちの議会の監査委員のほうがその事務監査請求の中に対象となっておりますので、現在は代表監査委員のみで監査をしております。それがまずそういう方法がそういう制度上定められておりますので、そういうふうな運用をしているところでございます。

野木議長

上議員。

上議員

ですから、その内容に関して、議員が今回新しく誕生して、その中から議員を選出して、2人で監査するのが本来じゃないのかという意図の質問をしまし

た。

野木議長 奥出参事。

奥出
総務参事 監査のスタートの地点がそういう状況でございましたので、後ほどで追加して、選任するという制度ではないんで、開始した時点の判断で代表監査委員のみでやっているというところがございます。

野木議長 上議員。

上議員 ただ、それが1人になっているということが問題ではないのかという意図の質問をしていて、これの期日は別に3か月とか4か月という区別がない以上、今ここで議会議員が新しくなったのであれば、ここからもう一度議員を入れて、2人で監査するのが制度の本来の趣旨ではないのでしょうか。

野木議長 奥出総務参事。

奥出
総務参事 本来の趣旨といたしますか、制度上の話をさせていただきますと、監査スタートの時点の人員で最後まで行うというところがございます。

野木議長 上議員。

上議員 ですから、その話が、その1人で監査をするより2人ですというそもそもの話になるので、それを改めて、今、期日が後ろに下げられるので、改めてやったほうが精度のいいものができるんじゃないのかと、町民の皆様やこの監査請求に署名をなされた方が納得するのではないのかと私は考えていますが、いかがですか。

野木議長 奥出参事。

奥 出 監査の内容等に、現状の進捗状況等については、もちろん説明できませんけれども、このお一人で十分監査していただけるような資料収集なり、いろいろな手だてをしているところでございます。

野 木 議 長 上議員。

上 議 員 たびたびになって、申し訳ありませんが、いや、お話は分かりますよ、資料収集をして、どうかこうとかいいう話は分かるんですけども、一般の方1人でやるわけですよ。そこに本来なら弁護士とか入っているのであれば、ほかの市町村のようになっているのであれば話は分かるんですが、一般の議会議員でもない方がお一人で出した結論でいいのかということをお尋ねしているんですけども、よろしいんですか。

野 木 議 長 奥出参事。

奥 出 はい、現在のところ、お一人の監査委員の結果をお示しさせていただく予定でございます。

野 木 議 長 上議員。

上 議 員 なるほど。町長もそれでよろしいんですか。

(「町長は言えません」の声あり)

言えないんですか。

野 木 議 長 言えないな。

上 議 員 分かりました。じゃ、それで仕方ありません。

あと時間がありませんので、次の問題、すみません、少しやらせてください。

ゴミ問題というふうにタイトル書かせていただきました。

先日、インターネットに一般廃棄物のごみ処理基本計画の概要版、それと本論のほうもアップされていて、パブリックコメントも求められていました。私も内容を拝見させていただきましたが、令和6年の3月以降のごみ処理はどうかというところは、ちょっと基本的にはまだちょっとはっきりと断言されてないというふうに考えています。これについてはどのようにお考えになってこの基本計画を定められたのかというのをちょっと端的に、その先の3年後どうするつもりなのか教えてください。

野木議長

中井町長。

中井町長

ごみ処理の一般基本計画について、ちょっと詳細はまた担当のほうからお話させていただきます。上議員の令和6年の3月以降でございます。これは先ほどちょっとお答えさせていただきましたけれども、12月25日の検討委員会の提言書に基づいて、6項目ございます。特に私の中でも、3つ目、4つ目、6つ目ぐらいにあるんですけれども、その中でもやはり今現在、檀原市への継続委託期間ですね、令和6年3月までになっています。それ以降、吉野町の方針を具体化することができるまで、これは暫定的な措置である。他の自治体や組合等への焼却委託等の交渉を優先的に進めるとともに、民間事業者への処理委託等の活用を検討する。私は、令和6年3月以降、この6年の3月までにやはりこういった提言書に基づいて、私はアプローチしていこうと考えています。やはり今現在、檀原市さんにもお世話になっています。そしてまた、このさくら脱退から3町村、特に東吉野、川上村、こういった吉野の3町と一緒にやってきた経緯もあります。やはり、さくら脱退以降単独で動く中で、近隣自治体へのアプローチも当然そうなんですけれども、吉野3町村の広域行政の首長さんともしっかりと情報共有をしながら、私がしっかりと少しでも持続可能で、そしてまた、長く担保できるごみ処理政策に基づいて動いていこうと考えています。それはいわゆるその結果、いろいろ状況をやはり動き次第、丁寧な説明をしていく、決まってから言うんじゃないくて、ある意味、こういう形でアプローチし

ていきます、それがやはり町民さんへの情報の共有になろうかと思えますんで、そういった方向で考えております。それでよろしいですか、基本計画について。

上 議 員 そこはもういいです。

中 井 町 長 いいですか。

上 議 員 ちょっと時間の都合で。
すみません、最後の質問で。

野 木 議 長 上議員。

上 議 員 最後の質問させてください。

3町で協調してというお話もありましたけれども、現状でこの基本計画ができていて、これに中身をもう少し加えるとすれば、私は奈良県に当然ながらこのような状況で吉野町がどうしたらいいのかというのをやっぱり尋ねるべきだろうと思っています。それに対する回答もこの中に載せていただけたらなということをおっしゃっているのと、もう1つあります。災害時です。災害時に今から協定を結んでおかなければ、大変な量のごみ量が出たときにどうやって吉野町が処理するのかということが書かれていないです。今現状もどうもできないというのが正直なところじゃないかと思えます。そんなことでは全くだめなので、それもやはりここの書いて、早期に協調すると書いてあるなら、さくらとでもこれも災害時の協定を結ばないと、現実的にやれないという話も多分出ると思うので、そういうところもこの基本計画の中には加えていただきたいということを最後にお願ひして、終わります。ありがとうございました。

野 木 議 長 昼食休憩に入ります。午後は1時から再開をいたします。

(午前12時10分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

野木議長

再開いたします。

続いて、1番、藤本昌義議員より出されております

(1) 高齢者にやさしい取組について

(2) 町工事における発注者としての監督・監理について

の一般質問をお願いします。

藤本議員。

藤本議員

1番、藤本でございます。一般質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。新人で何分にも初めてでございますので、失礼がありましたらご容赦いただきますようお願い申し上げます。

私の質問のまず1点目、高齢者にやさしい取組についてということですが、令和3年度から第5次吉野町総合計画が始まります。まちづくりの主役は人であると基本構想の中でも述べられております。その主役の人の中でも、とりわけ吉野町は高齢者の方が多く占められています。この高齢者の方々に対して、輝きや感動が生まれるような取組をどのようにしていくのでしょうか。その中でも、特に利便性に関する施策とか、また、いきいきづくりの取組について、その方向性をお聞かせ願えればと思っております。その施策に対する検証の方法、方向、その方法や頻度などということをお重要だと思っておりますので、お聞かせ願えたらと思っております。

ちなみに、第4次の総合計画の取組結果では、政策1の中で、社会体育と生涯スポーツの推進、高齢者等の生きがい、健康づくりの推進、政策の3の利便性の高い公共交通システムの構築が施策の進行状況がCとなっておりますので、この辺の改善についてもお聞かせ願えればと思っております。町長、お願いいたします。

野木議長

中井町長。

中井町長

藤本議員の一般質問にお答えさせていただきます。

細かい施策の部分について、また担当のほうからご説明をさせていただきます。

まず、高齢者にやさしい取組ということで、今の吉野町の現状を見ますと、65歳以上の方が、高齢化率ですけれども、51.1%、特にまた75歳以上の方は、全人口に占める割合は約3割弱、これが示すとおり、いかに高齢者に優しい取組、またこの現実から今ご指摘のとおり、利便性、いきいき、この辺をどういう形で施策としてつなげていくかということが重要であります。

私自身も、高齢者がいわゆる健康で住み続けられる、これを軸にした施策をやはりやっていかなければならない。その1つが、やはり利便性という形でいきますと、公共交通、交通移動ですね、移動できる環境をいかにつくれるか、これは第5次総合計画にもお示しのとおり、今までのコミュニティバスから、利便性を高めるためのA Iのデマンドの実証運行を開始するという形で、検証も含めてですけれども、スタートをさせていきたいなというふうに考えております。

この点は、地域公共交通の交通網の形成計画を作成するとき、アンケート調査の中でも、やはり特にこの75歳以上の行きたいのに行けない理由が、やはり「車で送ってくれる人がいない」が48%、「そこまで行くバスが走っていない」が41%、「都合のよい時間帯のバスがない」45%、これが示すとおりだと思っております。できる限り、既存のバス停、できればそこから進化して、やはり住居の近くまで行けるような体制も含めたデマンド交通体制の構築を進めていくというのが利便性を高めていく大きな一つのテーマではあるのかなというふうに考えてまいります。

そして、いきいきという形の健康にもつながる、感動も生まれる。この部分に関しては、いろいろ長寿福祉課、そしてまた社会福祉協議会で地域サロンであったり、そしてまた就労であったり、コミュニティーの形成、この関係をいかにつくれるかによって、その生き生きとした健康でおられる環境がつくれるかということにつながってくるのかなというふうに思っています。できる限り、今はコロナの中でございますんで、なかなか従来どおりの形はできません

けれども、やはり集会所等を利用した、また、オンラインでもコミュニケーションできるようなことも含めて、考えてまいりたいなというふうに思っています。

この辺の評価につきましては、やはり健康寿命の延伸、ここをやはり一つの成果指標といいますかに持っていきたいなというふうに思っています。75歳以上がやはり増えてくると、要介護者数がぐっと上がってきますんで、やはりこの健康寿命の延伸を分析しながら進めていくことが重要ではないかなというふうに思っています。特に、県のデータを見ましても、男性でこの16.6年、健康寿命、平均ですけれども、16.6年、要介護の期間が平均1.6年、非常に県の平均も下回っている状況でございます。女性に関しても、やはり男性よりは少し長いですが、健康寿命が20.3年、要介護期間が3.3年と。ここの数字をやはり上げていくことがより健康で、自立生活期間が延びることにもつながりますんで、そういった分析も含めてやっていきたいなというふうに考えております。

ちょっと詳しい説明がもし必要であれば、施策等々担当課長から説明をさせていただきます。

野木議長

北谷参事。

北谷総合
政策参事

失礼します。まず、今、町長から説明でありました地域公共交通について、説明させていただきます。

議員ご指摘のとおり、4次総計では外部評価において、地域公共交通施策はC評価を受けております。これについては、かねてから町長が申しましたように、地域公共交通網形成計画策定に伴うアンケートについても、この原因が浮き彫りになってきていると考えます。それについては、このアンケートによると、75歳以上の方が日常生活、とりわけ病院の通院、それと買い物、これについての地域公共交通、現在運行しているスマイルバスの需要が高いということを判明しております。その中でも、利便性と効率性を考え、去年の11月総務文教厚生委員会でもご説明させていただきましたとおり、令和3年7月からデマンドバスの実証運行を行いながら利用状況を調査・検証を行い、令和4年度以

降、本格運用を目指すということを計画しております。

高齢者が自動車を運転できなくても、とりわけ今社会の問題として、高齢者の交通事故、こういう問題も多発しておりますので、高齢者の運転免許についても支援をやっておりますが、そういった問題も取り組んで、買い物、通院などの日常生活はもちろん、介護予防という観点からも、運動、とりわけ運動公園などの運動施設、またレクリエーション機能の中庄温泉などの拠点を結ぶことで、高齢者等の生きがいにつながるモビリティの構築が重要であると考えております。

また、5次総合計画の住民アンケート調査においても、4次総合計画の当初のアンケートと比較して、地域公共交通の重要度が増しております。ということは、ご存じのように吉野町においてもより高齢化が進んでいて、地域公共交通を必要としている方が増えているということを認識しておりますので、ここは町長の施政方針にもありましたように、利便性の高い公共交通システムの構築ということで施策に取り組んでまいりたいと考えています。

以上でございます。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

今ご説明あったとおり、中身についてはある程度理解できましたけれども、例えばその効果の頻度とか方法というのがちょっと明確になっていなくて、7月から実証運行して、9か月後にはスマイルバスもなくなって、デマンド交通頼みになるわけですから、その実証の検証をどういう形でどういう頻度でやっていくのかところをお聞かせ願えたら。

野木議長

北谷参事。

北谷総合
政策参事

現在、実証運行の段階ですので、検証等は当然進めてまいります。その頻度については、具体的にはまだ何か月後にとかは明確には示していませんけれども、ただ、実証運行の中で、例えば住民の利用者数とか、75歳以上の利用率

とか、乗合い率とか、こういった部分を客観的な数字で検証しながら改善を図ってまいりたいと考えております。

野木議長 藤本議員。

藤本議員 ありがとうございます。

1つお願いしたいことがありまして、当然、利便性の話のデマンド交通の部分と、健康づくりとか、そういう高齢者に優しい事業というのは、全然別個ではなくて、このデマンドバスをもっと有効に使えるためのそういういきいき健康づくりみたいな事業と合わせて、この連携した取組をしていただきたいというふうに思います。

野木議長 中井町長。

中井町長 今、藤本議員のおっしゃるとおりでございます。いわゆる私自身も公共交通網、このデマンドタクシー、移動を充実さすということは、いわゆる拠点をつないでいかないと、結局、その生きがいにもつながらないということでございますので、ご指摘のとおり、これから新たに生み出す拠点、そして、既存のある拠点、これも含めて、つなげてくことによって健康、生きがいを生み出す。それがいわゆる今後、高齢者福祉だけではなく観光とか、そういった部分においても、この交通移動の自立的運営、もしくは、持続可能な交通体系を構築するようになると考えておりますので、ぜひまたいろいろなご指摘、提案もいただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

野木議長 藤本議員。

藤本議員 ありがとうございます。期待申し上げます。

続きまして2番目の質問でよろしいでしょうか。

野木議長 はい、どうぞ。

藤本議員 まず、2番目の質問で、町の工事における発注者としての監理・監督についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

先ほど、上議員のほうから、国栖の杜の事業の話でどうなっているんやというようなお話ありましたけれども、そういうことも踏まえまして、今後その吉野町の発注工事における監督・監理につきまして、どのようにしていくのかということをお聞かせ願いたいと思います。町長よろしいですか。

野木議長 中井町長。

中井町長 まず、大きな監理、監督ですね、この体制について、私のほうから方向性を話させていただいて、担当課長から説明をさせていただきたいと思います。

まず、公共工事の監督業務は、藤本議員もよくご存じだと思いますけれども、公共工事の品質確保を図る上で、重要な業務と認識しております。そのため、品質の向上を図るとともに、適切な工事、監理の下で、品質を確保するために公共工事の品質確保の促進に関する法律、品確法が施行され、公共工事の一層の品質確保の重要性や、国及び地方公共団体が果たすべき役割等が明示されております。平成12年には工事着工の工事施工の段階の品質確保の在り方の検討がされ、行政の効率化等を踏まえ、可能な限り民間の能力を活用し、品質確保に努めることとされております。吉野町においても、事業課と事業実施担当課とが異なる場合は、協力、相談を行いながら、課の連携により適正な工事監督を進めていますが、今回の事案を教訓に、各課との連携をもとより、重要度の高い工事については、民間の専門的な能力をしっかりと活用する。そして、関係法令を遵守して、再発防止に務めてまいりたいと考えております。

あと、詳細について、担当課長からでよろしいですか。

藤本議員 はい。

野木議長

紺田課長。

紺田
暮らし環境
整備課長

私のほうから、現状を少し説明させていただきたいと思います。

町の発注工事におけます監督業務におきますのは、地方自治体でのほうでもうたわれております。工事の適正な履行を確保するということをうたわれているところがございます。この目的のために、契約図書、また関係法令がございます。奈良県の県土マネジメント部の発行の「土木工事請負必携」、これは契約締結における工事の図書等をうたわれております。そして、「土木工事共通仕様書」におきましては、工事請負契約及び設計図書の内容について、統一的な解釈等を述べられております。そして、「土木工事施工管理基準」、これにつきましては、工期、また工事目的、出来高に関する品質の規格等をうたわれております。このような図書に基づきまして内容を理解し、契約の図書、また契約書の基づく工程監理や段階的な確認を行いながら、現在、業務を行っているところがございます。

ただ、今後のことにつきましては、若干説明させていただきますと、当町におきましても技術者は不足しておるような状態でございます。その中で、全国的にもインフラ整備が進められ、高度成長期に建てられたものが多く、インフラ整備が今後加速するというふうに解釈しております。そのためにも再発防止に向けて県の主催の研修等を受けまして、今後、スキルアップをしていかないといけないと思っております。また、特殊な工事、橋の工事、またトンネル工事、そして建物の改修等は今後増えてくるとは思いますけれども、そんなときには重要度の高い工事の品質確保を目的に、施工段階での発注者、そして設計者、施工者の3者におけます調整を行いながら、情報の共有を図りながら、適切な管理に努めたいというふうに解釈しております。

以上でございます。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

土木工事と建築一式工事では若干の仕様に違いがありますが、一般的にこの建築工事で行きますと、まず設計図があって、その表紙をめくっていただきますと、一般共通事項というのがあって、その一般共通事項の一番最初の項目というのが適用基準等と書いています。それが県土マネジメント部の建築工事の監督検査要綱による。次にあるのが県土マネジメント部監督検査様式集によると、ここ多分、適用する場合は黒丸打ってあるんですけども、吉野町のほとんどの発注工事は、当然打ってあるんです。今、予算を持っている部署が当然監督員を出しているわけですが、その監督員が果たしてこれをどこまで理解しているのかというのがあって、僕はこれを全部理解している必要はないと思っています。県のやり方でやったら、多分これ、検査なんかでも内容とか概要とかあって、書類検査だけでも多分40ぐらいの項目の検査をしなければいけないとなっているんですけども、それを望んでいるわけではなくて、しっかりとした監督をやっていただいて、監理は設計者でやったりとか、コンサルに発注、委託するのは全然問題なくて、それは県でもほかの自治体でもやる。ただ、発注者として監理をコントロールできる機能を持ってないと、先ほどのような案件、事象になってくるので、その辺を含めて、今後、そのどこかの担当課でずっと監督をすることというような方向にはならないんでしょうか、お聞きします。

野木議長

紺田課長。

紺田
暮らし環境
整備課長

現在、町の中でですけども、暮らし環境整備課におきまして、土木建築、また上下水道を担当しております。この課が事業課ということで、全ての町の事業を賄っているということなんですけれども、ただ、事業課と他の課との予算の取り具合で主たる担当課が違う場合がございます。その場合におきましては連携をしながら、協働しながら実際進めていくということで、事業課はその業務があるときにはお手伝いをしながら進めているような状態でございます。

野木議長

藤本議員。

藤本議員　あと、これだけお願いしたいんですけども、実は私ちょっと前まで、運動公園にいまして、たまたま工事を目にする機会がございました。当然、その工事には外業と言われる実際の工事の部分と内業と言われる書類の部分がありまして、その設計図の中のその一般事項にもあるように、例えば保全の資料とか、完成図書、完成図を含めてデータで出さなさいよというところも多分適用されているんですけども、どちらかといったら、その書類というのんがないがしろにされている感があります。工事は終われば終わりなんですけれども、管理はそこから始まるわけですので、保全の資料というのは最も重要な後々の管理に関わるものになるんで、その辺も含めて、先ほど、県の研修というのが、参加するというのもありましたけれども、県でも監督・監理の研修の、多分無料で参加できると思うんですけども、そういうとか、あともしくは、吉野町でもそういうところを出はられた県のOBさんもいますので、そういう方を招聘して勉強会をしてみるというのも1つ方法だと思います。その辺どうでしょうか。

野木議長　紺田課長。

紺田暮らし環境整備課長　先ほども若干説明させていただきましたけれども、技術者がかなり減っているということがございますので、1人の職員が複数の業務を携わっております。このためにもやっぱりいろんなことを知識を取得してなくてはならないというように思っておりますので、そういうときにはやっぱり県の主催の研修なり、またコンサルさんに聞くとか、あと、そういったOBさんに聞くとか、そういうのをこうしながら進めていけたらなとも思っております。

野木議長　藤本議員。

藤本議員　ありがとうございます。

大体のことは分かりましたけれども、工事に関しては当然公費で税金を使っ

てやっているの、まあ言うたら発注者と施工者と監理者、この3者でもっていいものを造っていかないと、お金の無駄使いになるというのは、私認識しています。そこで、このような吉野町の少ない職員の中で専門性の持った職員を何人も抱えるというのはまず無理だという、そこは理解しております。技術的なことはコンサルに任せてもいいですけども、その根本の部分というのは、やっぱり事務方であろうが判断しなければいけないというのは重々あると思いますので、その辺のを重点的に検証していただければというふうに思っております。そういうことで、ちょっと私の提案みたいになりましたけれども。

野木議長 中井町長。

中井町長 藤本議員も、経験からいろいろなご提案もいただきました。

インフラ整備であったり、そしてまたこれから庁舎を含めた跡地利用ですね、いろんなものがこれからあります。その中で、今、国のほうではデジタル庁の専門人材とかいう動きも出ています。いわゆる吉野町の今置かれている環境で建築、土木、技術的な資格を持った人がいない状況の中で、デジタル人材も含めてですけども、専門性の高い人を常時雇うんじゃなくて、いわゆる勉強会を通して、また会計年度任用職員とか、様々なアドバイスをいただける形態があろうかなというふうに思いますので、今までその部分がどうしてもやはり不足してきた部分だったと思いますので、またしっかりアンテナを張りながら、そういった人材の確保に取り組んでまいりたいと思います。またいろいろとご助言もいただければなというふうに思います。よろしく申し上げます。

野木議長 藤本議員。

藤本議員 ありがとうございます。少し時間早いですけれども、私の質問、これで終わらせていただきます。

野木議長 続いての一般質問の準備をさせますので、自席で待機願います。

(午後 1時22分 休憩)

(午後 1時24分 再開)

野木議長

再開いたします。

続いて、2番、辻内正誠議員より出されております

(1) 「選択と集中」について

(2) 津風呂湖カヌー場／艇庫について

(3) 五輪聖火リレーについて

の一般質問をお願いします。

辻内議員。

辻内議員

2番、辻内でございます。一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

まず、1つ目の質問、町長がいろいろな場面で使われ、また、1月の広報紙の挨拶にもありました「選択と集中」について質問させていただきます。

まず、町長に3点お尋ねいたします。

1つ目、町長がおっしゃる選択と集中とは、一言で言うとどのようなことでしょうか。

2つ目、選択と集中をする目的は何か。

3つ目、選択と集中の対象は何か。

この3点、同じような内容になってくるかと思いますが、簡単にお問い合わせいたします。

中井町長

辻内議員の一般質問にお答えさせていただきます。

この選択と集中、スローガンと言いますか、常に議員の時代から、ある意味、この吉野町の事業をやっていく中で、やはり行政というのは10万都市であろうと、5万都市であろうと、3,000の町であろうと行政サービスというのは同じなんです。ただ、財源の違いであったり、また、マンパワーの違いであったり、

様々な環境によりその行政サービスにも格差が出てしまうというのが、これ、今の日本の状況ではないかなというふうに考えています。

その中で、なぜそうすれば、今、選択と集中という事業を、視点で物事をやらなければならないのか。これは少しその事業も振り返りながら、ちょっと私も例も挙げながらご説明をしたいなというふうに思っております。

吉野町は非常にたくさんの資源に恵まれております。ですから、切り口としてやるにはいろいろな切り口があって、観光であったり、そしてまたバイオマス等々、資源、エネルギー等々あります。その中で、やはり吉野という名前から様々なお声がけもいただくのも事実です。ただ、それを全てやってしまうと、いわゆる結果的に持続的にやられているものというのは、どれだけのものが残ってるんだろうなという思いもあります。例でいきますと、小水力発電事業とかというのも、いわゆる3年間ほど国の環境省からエネルギーの関係でやった事業であったり、三町村の雇用創造協議会、これは東吉野、川上、吉野、いろいろな厚生労働省のお金もいただきながらやった事業、そのもの自身は私は決して悪いとは思わない。ただ、それを発展させれるだけの投資ができてきたのかどうか、そういったことも含めて、今やらなければならない吉野町の事業は何か、それをまず意識するための意味合い、意味として、この選択と集中という言葉を使わせていただいております。

そして、その判断する基準というのは、今、吉野町の置かれている環境は、65歳以上が51.1%、そして、健康で住み続けれるためにするためには、交通モビリティというのをやっぱり優先的にやらないといけない。ですから、選択と集中という意味合いは、優先順位をつけるという意味も1つ私の中でありませう。

そして、要はそのためには、今、吉野町に置かれている現状ですね、現場、当然、ミニ座談会もそうですけれども、現場の声を聞きながら、そして分析をして、そしてそれがいわゆる事業をやる時点でその事業がどういうふうに発展して、どういう成果をもたらすか、そういった視点の中でこの事業をやっていると意味合いで選択と集中という言葉を使わせていただいております。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

一般的、非常に一般論で申し訳ないんですけども、私の会社生活からのときから言いますと、まず選択と集中といった場合に、自分の企業や自治体の持つ強みに集中的に投資し、そして弱点は切り捨てるというのがもう一般的、もしくはもう単純な選択と集中です。多くの日本の企業が1980年代のバブルのときに多くの事業に手を出し、バブル崩壊で苦しむことになった1990年代に選択と集中という言葉を使い、はやって、今に至るとこういうわけでございます。

確かに、選択と集中は二、三十年前には有効な経営改革のための手段であったし、あるいは、地方公共団体においても有効な手段だったかと思います。結果として、選択と集中はすごく耳ざわりがいいし、一般的に改革を期待できる言葉というふうに、一般社会的に日本でははやっていると、このように理解しています。

町長に失礼ですけども、研究いただきたいのは、選択と集中で成功している企業って非常に失敗している企業がたくさんあるということですね。私が以前身を置いていました日本の電機業界各社を見ましても、経営危機に陥る都度、選択と集中を標榜しています。その中で今成功している企業はあるかないかという状態だと思います。マスコミに一般的に取り上げられているのは、選択と集中という言葉を使つてうまくいっている企業がほとんどでありまして、失敗している企業は取り上げられていない。だから結果として、選択と集中という言葉は非常に一般社会的には聞こえのよい改革をもたらす言葉だと、このように言っています。

繰り返しになりますけれども、強みに集中投資し、弱みは切り捨てるというのが一般的でございまして、私はこの選択と集中という言葉を繰り返してきた企業にずっとおりまして、その企業は今も繰り返していると思います。結果として、より多くの痛みを伴ってきました。これは私自身も実感しております。

そこで、先ほどの町長のお答えからは想像がなかなかできないんですが、あえて質問させていただきます。

まず、選択と集中には選択されなくなってしまう住民サービス、もしくは、

選択されなかったゆえに生じてしまう地域差や事業による差、こういうことが起こらないのかという、その危惧を持ってしまうわけですがけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

野木議長 中井町長。

中井町長 今、ちょうど人口も6,600、そして、面積そのものと集落そのものは変わっていない、その中で、いかに同じくした行政サービスが続けられるか、そしてまた限界集落にならないように手を差し伸べるか、非常にここは財源と含めると非常に難しい問題、ただ、今、辻内議員がおっしゃったように、強み、これは事業の商品戦略とかになってくると、非常に強み、弱みを、逆に言うと、企業で言うたら、もうやらない、捨てていくというふうな感覚というのは、今、多分多いと思うんですね。ただ、行政サービスとしては、命があるものです。ですから、その命と向き合うための一つの方法として私は去年から、区長さんだけの単位での報告会ではなく、いわゆるミニ座談会という集落に入り込んで、その人の声を聴かせていただく。それをやはりすることによって、小さな声でもそれを全体的に救う大きな施策につなげることもできると。そういう形でいわゆるSDGsの時代の中で、17つの開発目標があります。だから、その部分はしっかりと現場に行って声を聴く中で、できる限り住民の皆さん方に住みやすい環境の事業を展開してまいりたいなという意識しております。

選択と集中というのは、いわゆる職員の皆さん方にもやはり説明していくときに、いわゆる多岐にわたる、今までいろいろな事業があつて、非常に、ちょっと視点は違うかも分からないですがけれども、今、政治の世界でも非常に物事が滞っている。それが今の決め事が多過ぎるのではないかな、それがいわゆる停滞につながっていると思うんですね。ですから、いわゆる私の目指すべき方向をしっかりと今回重点事業も3つにさせていただきましたけれども、職員の皆さん方にしっかりとそのメッセージを伝える中で、それを進めることによって逆に人の関係人口の創出であったり、その切り口を突破口にして、いわゆる様々な事業に展開できるような形を持っていくという意味での選択と集中とい

う言葉を使わせていただいています。ですから、決して町民の皆さん方にその強み、弱みの部分で切り捨てるという部分ではなく、いわゆる言葉の表現、ここは非常にまたこれからも変えていかないといけないかも分からないですけれども、外に対する思いというのはそういう考えでございますので、ご理解いただければと思います。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

ありがとうございます。ただいま、その切捨て、私の言葉はちょっと悪いかもしれませんが、端的に言えば切り捨てるということはないということで、私、理解させていただきます。

それと、先ほど、町長がおっしゃられているミニ懇談会等を通じて住民の声を拾うということですが、私は本当に、サイレントマジョリティーという言葉がございませぬけれども、静かに何もしゃべらない方、言葉を発信されない、アンケートも答えられない、また、ミニ座談会も参加されない、そういう方の声というのが本当に大事だと思いますので、しっかりと捉まえるように、キャッチするようにお願いしたいなと思います。

それともう1点、選択と集中ということで、選択して集中する事業、分野の定義というのももう一度研究していただきたいなと、このように思います。

例えば、恐らく吉野町では集中事業の一つでなってくるであろうと思われる観光産業とは一体何なんだと。このことを単純に考えますと、一般的に言えば吉野町の観光は有名な吉野山、吉野川、宮滝遺跡や国栖の里、津風呂湖と、こういうふうになってくるんですが、グループや個人レベルに落とすと、いろいろなことをやっておられる。森林に癒やしを求めるグループもあれば、陶芸をやっている方、あるいは木工、割り箸、それから山での仕事。もっと言えば、耕作放棄地とか空き家も観光になり得ると、吉野町全体が観光資源になり得ると、こういう視点も持っていただけたらなと、こういうふう思うわけでありませぬ。

結論といたしまして、もう町長がおっしゃってくださったとおりなんですけれ

ども、私自身は選択と集中という言葉はあまり行政には馴染まないんじゃないかなど、もともと一般企業におった人間だから思うことかもしれませんけれども、町長の繰り返しになるかもしれませんけれども、その言葉を錦の御旗として、事業の切捨てとか、あるいは、職員の方が住民の方に町長が選択と集中と言うとるから云々がなくなるとか、そういうことがないようにだけはくれぐれもお願いして、1つ目の質問を終わらせていただきます。お願いいたします。

それでは、2つ目の質問に行かせていただきます。

津風呂湖に完成いたしましたカヌー場とその艇庫及び管理棟について質問させていただきます。

まず、この事業はいつ、言い換えると、平成何年に構想ができて、当初予算や補正予算が承認された際の目的は何だったのか。そして、総事業費は今まで幾らかかったのか、ここの点をお願いいたします。担当課でも。

野木議長 和田副町長。

和田副町長 ありがとうございます。津風呂湖のカヌー場とカヌー艇庫ということで、今、辻内議員さんのほうから3点ご質問があったと思います。

まず、1点目でございますけれども、この事業はいつ始まり、その当初の目的は何かということでございます。

2点目は、総事業費の結果的に幾らになったかということ。

3点目は、当初目的のために今までしてきたことは何かという、この3点でございます。

まず、1点でございますけれども、この事業についていつ始まって、その当初の目的は何かということについてご説明をさせていただきます。

ワールドマスターズゲームズといいますのは、基本的に30歳以上であれば誰でも参加できる、4年ごとに開催されます世界最高峰の生涯スポーツの大会ということで、今回10回目ということでございますけれども、アジアで初めて日本で開催されるということでございます。

カヌー競技の開催決定につきましては、平成28年度に決定されました。事業

の着手については、平成29年度の前大会、ニュージーランドのオークランドで
ございますけれども、その視察から始まったということでございます。その後、
カヌー競技場の施設の艇庫であったり、管理棟につきましては、議会のほうで
もご説明をさせていただきながら、平成30年には旧ふるさとの解体を行いまし
て、令和元年度に建設工事を行いました。また、カヌーコースについても、改
修工事、そして周辺の整備も行わせていただいたということでございます。

当初、招致をしました目的ということでございますけれども、昭和59年にわ
かくさ国体ということで、津風呂湖を会場としてカヌー競技が行われたとい
うのが大きな柱でもありますけれども、津風呂湖は波が立ちにくいということで、
津風呂湖の湖面の優位性を最大限に活用しまして、ワールドマスターズゲー
ムズのカヌー競技の招致を起爆剤として、カヌー競技であったりレクリエーシ
ョンカヌーを目的にした津風呂湖を訪れる方が滞在できる環境を整えるため
に拠点施設を整備させていただいたということでございます。

また、カヌーを通しまして、津風呂湖の魅力を国内外に積極的にPRをし
まして、現在、津風呂湖には年間20万人以上の方が釣りとか観光で来てお
られますけれども、それプラスカヌー体験によってさらなる観光客の誘致を行
って、地域の振興を図っていききたいというふうに考えております。特に、吉
野町については、観光客は東アジア系の観光客の方が吉野山を中心に訪れて
おりますけれども、カヌーという競技につきましては、欧米であったり、オ
ーストラリア、ニュージーランドの方が大変熱心にされておりますので、
非常にいい機会であるのかなというふうにも考えております。

それとあと1つ、ソフト面でございますけれども、津風呂湖を活性化するた
めということで、今まで組織がばらばらに活動しておったわけでございます
けれども、津風呂湖の関係団体であったり、周辺区長さん、そしてNPO法人
でありますスポーツクラブさん、そして吉野高校、役場ですね、この構成メン
バーといたしまして、津風呂湖の利活用の推進検討協議会を結成させていただ
いて、既に3回ほど話し合いをさせていただいております。津風呂湖の豊かな自然
や景観を利用して来訪者の増加を図り、地域の活性化を図りたいということで、
ソフト面ではいろんな面での清掃活動であったり、美化活動もさせていただ

ております。また、看板等の設置も計画的に進めているということでございます。本当にこれを契機に地域の活性化を図っていきたいということで、ハード的な面、ソフト的な面も含めて取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、2点目でございますけれども、総事業費でございます。

これについては、平成29年度から令和元年度までの支出額について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

全体の支出額は4億9,901万3,000円ということでございます。これにつきましては、国の地方創生の推進交付金であったり、県のがんばる市町村への補助金、そしてTOTOでございますけれども、こういった形の補助金を頂きました。金額につきましては、1億767万4,000円ということでございます。それとあと、大きな財源でございますけれども、過疎債でございます。これについては3億4,190万円の支出となっております。あと一般財源等となっております。最終的には、過疎債でございますけれども、7割が交付税措置されますので、3割が一般財源ということで、実質的な一般財源の負担については、約1億5,000万ということになっております。

それから、当初目的のために今までしてきたことについてでございますけれども、これは担当参事のほうからご説明をさせていただきます。

野木議長

岡本参事。

岡本マスター参事

すみません、失礼します。今までしてきたことということなんですけれども、うちの室のほうで実際した実績のほうをちょっと述べさせていただきたいと思っております。

実績といたしましては、日本カヌー連盟のA級審判員というのを52名、今現在として養成したところでございます。これは本大会、またそれに類し得るような小さい大会でも中心になって活動、活躍していただけるということで、養成を行ったところでございます。それとあと、職員のほうなんですけれども、小型船舶の操縦士の取得、それから、レクリエーションカヌーの指導員として

2名ほど取りに行かせていただいたというところです。また、先ほど言いましたカヌー連盟のA級審判員としてと、プラススタッフとして各地で行われました大きい大会のほうにその辺の研修も行かせていただいたというところかなというふうに思います。

あと、ワールドマスターズゲームズ2021関西の関係につきましては、吉野町の実行委員会をつくらせて行っていただいて、何回かの会合を開かせていただいたというところと、あと、カヌーに関しましては、今まで吉野高校にカヌー部というのがあって、それとあと吉野スポーツクラブさんのほうにカヌークラブというのがあって、ちょっと別々のほうで活動されとったような形で、津風呂湖の関係団体となかなかうまく協議もできていなかったというところなんですけれども、そこに吉野町が加わり、また、奈良県のカヌー連盟が加わっていただいて、4者で津風呂湖カヌークラブというのを設立させていただいて、一塊になって津風呂湖の関係団体と協議をさせていただいて、今、活動をスムーズにさせていただくとるところが現状でございます。

あと、まだちょっと不特定なところはあるんですけれども、中学校のほうでもちょっとカヌーのほうを活動を開始していただけるというふうな話も聞いております。

以上でございます。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

まず、観光の起爆剤というところが先ほど副町長のほうからあったんですけれども、私、そのスピード感というのはあまりにも目に見えないんですね。カヌー艇庫を見られた方、あるいは、広報でカヌー艇庫のあの報道、できた完成のときに何月か忘れましたが、ありましたけれども、辻内さん、あれ造って何するのと言われたときに、いや、これからこうなんねんという答えがないというのが今日の現状だと思うんですね。

これ、私、調べたんですけれども、このことを中井町長も議員時代に懸念されておられまして、平成30年の11月臨時議会に、第49号の補正予算案、ワール

ドマスタース案件に対する中井町長の賛成意見をほぼそのまま1分間だけちょっと朗読させていただきたいんですけども、「津風呂湖という資源をどういう時期にどういうタイミングで生かすかというのは、大きな吉野町にとって課題でございます。私の中では、実際に大きな金を今回動かします。これから先も大きく動かしていかなければならない。やる前提というのは、今のタイミングでワールドマスタースという大きな目標がありますんで、そのタイミングはすばらしいタイミングだと思っています。ただ、スピード感をぜひ持たないと、今回の予算案が通って、今後、どういう事業でどういうタイムスケジュールでやっていくのかというのを示していただくというのが、今後になってこようかと思います。今までのようにわかき国体があって、その後の利活用がなかなかうまくいかなかった、なかなかそれが地域の観光とかスポーツ振興につながってない部分がありますんで、これをぜひ意見として捉えていただきたいんですけども、この津風呂湖という資源と一緒に経営していけるようなシステムにも持っていきたい。私は、このタイミングで非常にリスクを背負っていると思いますけれども、賛成意見として述べさせていただきます」と、中井町長は当時の中井議員として、賛成意見を述べておられます。

私は、このリスクとスピード感というのがこれも個人の差があるんですけども、今のスピード感、それからリスクは、満足されているスピード感ですか、それとも、やや遅いなという感じですか、どちらですか。私は非常に遅いなというふうに、もう4年も5年も前に構想があったんなら、今、ワールドマスタースは本来、今年終わるゲームです。それが終わった後、観光はこのようになっていきますというのが町民にもっとはっきりした形で示せたら、べきだと思うんですが、いかがでしょうか。

野木議長

中井町長。

中井町長

辻内議員の議員時代の私の賛成意見を述べていただきました。

いわゆる、まさしくそのスピード感と集中投資ができているかという時点でいくと、私は先ほど、辻内議員の選択と集中という話があったと思うんです。

私はその当時議員ですから、いわゆる全事業の中の整理の中で、そこが一番選択と集中をしないといけない、スピード感を上げていくにはほかの事業を、人を切るんじゃないじゃなくて事業をやめて、そこに集中すると、そういうことが実は一番求められるんであろうなど。ですから、就任させていただいて、たまたまコロナになって、いわゆるワールドマスターズが1年延期になった。この時点は1年になったけれども、いわゆる私は今回の一般会計の予算の中にも計上させていただいています。津風呂湖の全体の計画を考えていかないと、官民連携と言っているのは、その基本が固まらなければ、いわゆる企業版ふるさと納税を活用して事業をやっていくとか、財源のことも含めてできないので、いわゆるそういう形のスピードアップをしていきたいなど意味合いで私自身は今回の予算にも上げさせていただきます。ただ、その当時に言わせていただいた意見からいくと、私はそのスピード感を持てなかった原因は何なのか、やはり事業が多岐にわたって、やはりそこに集中できなかった部分でもあるのではないかなという、そういう分析はできますけれども、ただ私はその時点で執行権者側ではなかったのも、非常に今辻内議員のおっしゃっていただいているやはり財源を投資してここまで来てますんで、よりやはり町民の皆さんがまた楽しめる、そしてまた人を呼び込める施設に造ってあげていきたいというふうに思っております。

野木議長 辻内議員。

辻内議員 今、町長がおっしゃってくださったとおりなんですけれども、もう4億9,000万の投資をしています。建物ができた、ワールドマスターズをやった、これだけで終わらないように、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

3つ目の質問といいますか、提案でございます。4月12日月曜日に、国や県から大きな方針転換がない限り実施されます吉野町における聖火リレーについて質問させていただきます。

最近の報道を見る限り、聖火リレーはもう実施するの方向であり、現在の案のままですと、吉野町では吉野山の下千本駐車場から蔵王堂にかけての

聖火リレーが行われているということを前提として、お考えをお聞かせ願いたい。

まず、大前提として、このコロナ禍の中、密を避けなければならない。一方で、より多くの町民にその臨場感と感動を味わっていただきたいと私は思います。私より若い世代は、前回の東京オリンピックは知りません。それからまた今後日本においてオリンピックが開かれても、吉野町で聖火リレーが行われるという保証がないと、こういう中で臨場感を味わってもらいたいと、こういう思いでございます。

具体的に2つございまして、1つは、グーグルミートやZ o o m等のオンライン配信がW i - F i とスマホさえあればできますので、小中学校のパソコンにつないで、子供たちに特別授業として1時間弱だと思うんですけども、していただけないかということが1つ。

もう1点は、個人個人のスマホに配信することは、数から不可能だと思いますので、C V Y と連携して生放送で何とか吉野町民にその聖火リレーの臨場感を共有して、吉野町自身がこのコロナで停滞する中、少しでも明るいニュースを届けられないかと、このように思うわけですが、いかがでしょうか。

野 木 議 長

森本教育長。

森本教育長

失礼いたします。私のほうからは、聖火リレーの教材化につきまして答弁をさせていただきます。

まず、聖火リレーといいますのは私自身は、オリンピックが目指す平和、団結、そして友愛といったものの理想を体現して、そして開催国全体にオリンピックを広めて、来るオリンピックへの関心と期待を高めるものだというように考えております。今回の本町の吉野山地内での聖火リレーは、まさに町民の皆様や子供たちにとりましても、東京2020オリンピックの理想や、先ほど議員お話ししていただきましたけれども、臨場感というものを町内で体験できるまたとない貴重な機会であるというように捉えております。

昨年の実施予定では、子供たちが吉野山の蔵王堂前で開かれますセレブレーション

ションの場所に臨場いたしまして、その場の雰囲気を感じてもらおう予定でございましたけれども、今回、新型コロナウイルス感染症を踏まえて、密を避けるということを第一に考慮する必要があるというように考えております。その中で、沿道における聖火ランナーの走行の様相というのは、先ほどもお話ししていただきましたように、インターネットのライブ中継で配信される予定になっております。

教育委員会事務局では、今後、各小中学校と協議をいたしまして、ご提言いただきましたような今年度整備されました通信ネットワーク、また、1人1台のPC端末やデジタル黒板を活用いたしまして、町内での聖火リレーを同時に体感するとともに、やはり一番大事な平和、団結、友愛を目指したオリンピックへの関心と期待を高めさせていきたいと思っております。また、オリンピックやパラリンピックを通して、様々な学びへと発展させるよい機会になるのではないかと考えております。

町内で行われます聖火リレーの機運を盛り上げるためにも、担当課であります私共教育委員会事務局のほうは、「広報よしの4月号」に紹介する予定でございまして。また、ライブ中継につきましても、広報紙及び文字ニュースや町ホームページ等で町民の皆様方にご紹介、お知らせをしてみたいというように考えております。よろしくお願いたします。

野木議長

奥出参事。

奥出総務参事

失礼します。ご提案いただきました聖火リレーをCVYでライブで中継放送にすることについてでございますけれども、奈良県を通じまして、オリンピック組織委員会に照会させていただきましたところ、CVYでのライブ中継はもちろんです、撮影・放送するためには本当に厳しい基準がありまして、相当の制約があるということでございました。要するに、スポンサーの関係から、看板等の映り込みであったり、個人情報の映り込みであったりという制限があるということでございます。現在のところ、CVYでは、ライブ中継ではなく、複数のカメラを導入しまして取材録画を行いまして、その点を十分配慮した編

集作業を経てから、後日放送できたらなというふうに考えております。今日の新聞にも載ってございましたけれども、NHKでライブ中継されるということでございますので、周辺住民の方はぜひそちらのほうで観戦いただきたいというふうに、組織委員会のほうからも述べておりますので、そちらで対応いただけたらと思います。

以上でございます。

野木議長 辻内議員。

辻内議員 すみません、ありがとうございました。ぜひこの聖火が一部の参加者と見学者のみに終わらず、吉野町民全員のものになるように期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

野木議長 換気休憩を行いたいと思います。再開は2時10分といたします。

(午後 1時58分 休憩)

(午後 2時10分 再開)

野木議長 再開いたします。

続いて、6番、上滝義平議員より出されております

(1) 森林環境譲与税について

の一般質問をお願いします。

上滝議員。

上滝議員 6番、上滝でございます。ただいまから、一般質問をごくごく簡単にさせていただきます。

問題は、先ほど議長言うたように、森林環境譲与税のことについてでございます。

まず最初に、町長のほうから目的を再度お願いをしたい。私自身、去年の9

月に一般質問をこのことについてちょっと話しましたが、まだ自分自身では理解できていません。なおさら有権者の方々が、住民の方々が分からないと言う人もたくさんおられますので、この場をおかりして、皆さんに分かりやすく、行政言葉を使わずに、なるべく易しく分かりやすくご説明を願いたい。

野木議長

中井町長。

中井町長

上滝議員の一般質問にゆっくりと丁寧にお答えをさせていただきます。

まず、森林環境譲与税について、この目的でございます。

目的は、森林、日本は人工林が6割と非常に多い国でございます。所有者が適切に管理しなければならない。しかしながら、所有者自らが十分な管理ができていない場合には、町が森林管理の委託を受けて、整備を行っていく必要がある。これは森林経営管理法、平成31年4月に施行されております。それらの財源として、森林の有する公益的機能の重要性に鑑みて、森林の整備に必要な財源に充当するために、森林環境譲与税が平成31年4月に施行、創設されました。そして、令和元年度から、平成31年度またがっておりますけれども、県と市町村へ譲与されております。

この財源ですけれども、いわゆる令和6年度からは個人住民税、均等割課税者に対する課税が1,000円を上乗せ徴収として、国税として課税されるとなっております。令和元年度からスタートされておまして、国のほうとしても、満額は600億、当初は200億、そして、段階的に400億、600億と上がっていく中で、令和元年度におきましては、吉野町においては1,325万5,000円譲与額が吉野町に入ってきております。そして、令和2年度、3月補正ですけれども、2,816万7,000円という形、そして令和3年度、予算計上させていただく金額は、2,816万6,000円という形で、6年度までは約2,800万ぐらいの譲与税が入ってくると。

その中でいわゆる、もう一度ちょっと戻りますけれども、森林というのは個人の所有であります。今、手入れされていない山が多い、その中で、いわゆる当然、森林の間伐もそうです。都市部においては、木材を利用する公共建築物に木材を利用する、様々なこの活用については、自治体で決めるという形で

現在進捗していると。吉野町の場合は一旦基金に積み立てて、そして令和2年度からいろいろ道路沿いとかも含めてですけれども、一体的にこの事業は森林整備をするということも含めて、制度設計をさせていただいていますけれども、2年度において若干できなかった事業もある、それをまた3年度以降、しっかりと森林の保全と、そしてまた町民の暮らしに安全につながるような活用の仕方を考えていきたいというふうな形で今進めております。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 予算的に令和2年度においては、2,800万ということですか。

中井町長 補正を足してですね。

上滝議員 はい。そのうちの2,800万のうち、どのくらい令和2年度に消化したのか教えていただきたい。どのくらい使うたのか。担当課長。

野木議長 中尾産業振興課長。

中尾産業振興課長 令和2年度につきましては、当初予算が1,300万余りの予定でございました。譲与額につきましては、歳入につきましては1,325万円の歳入でしたが、この近年の自然災害の状況ですとか、いろんな二酸化炭素の吸収源の排出とかいうところで、事業をどんどん進めていかなければならないということで、譲与額が増額されております。そのあたりにつきましては、今回提案させていただきました3月補正のほうで改めて説明させていただきたいと思っておりますけれども、その補正後は、先ほど町長がおっしゃいましたように、2,816万7,000円になる見込みでございます。

今年度の執行につきましては、地域とともに、地域の危険木を伐採していったりとかいうような事業体制の中で、コロナの関係で事業周知ができなかったりというところもありまして、こちらについても3月補正で、執行残は今年度

は積立てさせていただくというような予算計上を、組替えをさせていただいております。こちらについても、予算・決算でお願いするところではございますが、それを含めまして、今年度の執行については2,589万円の予定となっております。以上です。

上 滝 議 員 今年度。

中 尾 産 業 令和2年度につきましては、258万9,000円の執行となる見込みでございます。
振 興 課 長

野 木 議 長 上滝議員。

上 滝 議 員 当初の1,325万円の予算額に対し、消化されたのはどのくらいですかと聞いている。言うた。

野 木 議 長 中尾課長。

中 尾 産 業 今年度の執行につきましては、消化という言い方であれば、258万9,000円でございます。
振 興 課 長

野 木 議 長 上滝議員。

上 滝 議 員 258万5,000円ということは、あと1,066万5,000円残つとることやな、まあ言うたら。

野 木 議 長 中尾課長。

中 尾 産 業 今年度につきましては、その分は基金に積立てさせていただいて、令和3年度以降に執行させていただく予定で、3月議会に計上させていただいております。
振 興 課 長

す。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

よく分かんやけど、そのぐらい残してええのかなという思いがあるんですわ。ということは、町長、実際問題、この基金は国庫補助金でしょ。町の持ち出しは何もないんですよ。であんのやったら、この大事な森林環境税を早急に、地域の方々が困っておられる方々がたくさん私が耳にしておるわけですけども、そのためにもっと行政が主体性を出して、頑張っしてほしいと、こういう思いで今日はこのことに対して物申しとるんですわ。実際、中荘も全域、あるいは、国栖も一部、どういう状況か言いますと、もう紅葉した木、葉っぱがいっぱい落ちてきて、そしてこのくらいほどたまって、それを毎週掃除をされて、その掃除する人がもう、さっき町長もおっしゃったように65歳以上の人が高齢者比率が51.1と、大変高い年齢やと。そして、毎週掃除をすんのがもうかなわんねんと、もう毎しんどい思いをしておる姿を見て、暮らしと環境のほうに頼んで5回ほど、その落ちたごみを採取してもらって、それで、どこでも燃やされへんから、対応してくれたんですね。で、ありがたいな、ほんまに暮らしと環境の方々は汗を流して頑張ってくれたなということで、地域によっては喜んでもらっとるんです。

なぜそれを解決するためにはどうあるべきか、そのことを考えたときに、森林環境譲与税を使って、道端から3メートル奥へその針葉樹、広葉樹もありますけれども、それを伐採してもらって、それが森林組合にしてもらうのか、どこに請け負うてもらうのか知らんけれども、地域の方々が困っておるときの救済措置として頑張ってもらわなあかんでというような思いで今日は一般質問をさせてもらたんで、住民がおってこそその行政やと思うんで、住民のおらんような行政みたいなやん。やっぱり、私自身思うのは、住民の皆さん方に森林環境譲与税はどんなもんかということをはっきりと報告する。それを広報に書いても、なかなか広報見らない。県民のひろばのやつとか、いっぱい挟んであんのあれな。ほな、もう読む気せえへんの、あの広報を。そんな人がほとんど

ど。であんのやったら、働いとる人も見られへんのやったら、私はCVYを通して録画を、時間の関係もあるけれども、本会議の1日目と本会議の2日目だけなっと放映して、皆さんに周知徹底するほうがいいのではないのかと、こういう思いが私はあるんですね。そやけど、なかなかそれが放映されてない。ぼやかれてぼやかれて、働く人が働いとるのに見れるかと、そんな連休できるかいというような人もたくさんおります。

そんな中で、議会はいつか時間をもらって議論もせなあかんのやけれども、やっぱり広報の見る方って、ほんまにほとんど少ない。私自身も読めへんもん。議会のことだけ読むだけや。そんなこっちゃ。町長、そのことに対して、私の思いはこんなことと言うとるけれども、あなた自身の私見でお話しをお願いします。

野木議長 中井町長。

中井町長 上滝議員の町民の皆様方、一人一人いろんなご意見があろうかと思えます。ちょっと何個かあって、CVY、放送とかね、今日はそれはちょっと後に置いときまして、森林環境譲与税の結局、使途ですね、何に使うか。これはいわゆる何でもええわけではないんです。それだけちょっとご理解いただいて。

上滝議員 うん、分かる。

中井町長 その中で、どういうふうな解決法があるか。いわゆるこの今、森林環境譲与税というのは、森林所有者が当然特定されているところはいいんですけれども、やはり不在山林が増えてきたりとか、それを自ら経営していくのか、そういう意思表示も含めて、まず調べないといけないところなんですね。いわゆる今、その道路沿いの山とかも上滝議員おっしゃっていただいたようなところ、実は、それってそこだけじゃないはずやと思うんです。

上滝議員 そう。

中井町長 山はこうなっていると思うんです。

上滝議員 そう。

中井町長 ですから、いわゆる境界であったり、そして所有者の確定をさせて、その森林所有者がそれを自ら管理していくのか、もしくは、もう自分でできないんで、もう町にお任せしますと、そういうふうな意向調査を、いわゆるこの森林環境譲与税、活用をする前にしておかないといけない。これはもともと林地台帳とか、この譲与税が始まる前から、いわゆるどこの自治体もやってくださいよということだったんですけれども、なかなか森林組合も十分人材がいなかったりとか、行政側も当然いない。だからその中でいわゆるこの環境譲与税を活用するための意向調査と、そしてまた境界確定、これをやはり1日も早くすると。今、多分言われているところであれば、分かると思うんですね。その山をいわゆる町がそうしたらいわゆるもう任せますと。それを例えば吉野町の中で100ヘクタールそんなところができるとなると、それを民間事業、誰に出すか。それを費用をこの環境譲与税からいわゆる山一帯をやっていく方法と、もう一つは、県の森林環境税があります。これは500円の環境税あります。これもいわゆるうまいこと活用していかないと、いわゆるお金はあっても、伐採できる人がいない、林業従事者がいない、この問題が、直面に起きています。ですから、環境譲与税というのはそういう森林整備とともに、人材を育てているお金にも使っていないといけない。それがフォレストアカデミーとか、県がやっている吉野高校の横に、横というか、施設内、そこにフォレストアカデミーをやるんですけれども、そういうところと連動しながら、人の人材育成と環境整備をしていくと。ですから、上滝議員おっしゃっていただいている山というのは、恐らくこれからしっかり確定して、もう委託を受ければ、その事業でやっていく。もしくは県の環境税で、もうそんな逆に言うたら、杉山かちょっと私は分かりませんよ、分からないけれども、それをもう半分ぐらい後続林という形で、普通の言うたら今までの杉、ヒノキの間伐するんでなくて、思い切ってもう切っ

て、その後続林、広葉樹を植えていくという方法もありますんで、そういう形で町民の皆さん方の安全と暮らしを守っていけたらなというふうに思っています。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

力を入れて言うところなのは、やっぱり住民の皆さんが大変困つとる状況、それから、電線に枝が張ってきて、関西電力が対応していますけども、まだまだそんなところが倒れかける危険性のあるもの、あるいは、御園のほうであったら、保安林がどの辺も町はどれもできへん。町が窓口になって、南部農林でお願いをせなあかん、それもできへん。大きな災害があったら、避難しとんねん、災害があるたびに公民館へ行かな怖いさかい言うて、その人たちもまだ南部農林で解決ができていない状況ですわ。吉野町に美しいまち日本一かいな、何やら補助金出して、北岡町長のときにしてあんねんな、あれ、いつか知らんけど。

（「美しい村ね」の声あり）

美しい村か。入つとんねんな、負担金が出して。それやのに、ほんまに、ほかの周辺、広葉やったやつこれだけをたまって2トン車2台ぐらいのごみができんのに、それが町道にいっぱいわーってなつとると。そんな状況を見たときに、大変な状況やから、その環境譲与税、森林環境譲与税を使ったらええという私が判断でんねん。見る見方、考え方、人それぞれ違うはずやねん。ほんで、間伐によって森林を育成するのは、そんなものに使うものではないと、私はまだまだ思つとんねん。なぜなら、先ほど、くどいようですけれども、森林環境譲与税となつとるから、環境を重きに見たわけです。町長の場合は育林を考えとると思う、ある程度。いや、どうか知らんで。そんなことで今回の一般質問をさせてもらいました。私も言葉がちょっと悪いとかいう批判があるんですけども、できるだけ怒らんと、できるだけ優しく分かりやすくご説明をせなあかんという気持ちで、今回の一般質問は終わりたいと思います。時間短か過ぎて悪いけれども、以上です。議長、ありがとうございました。

野木議長

ありがとうございました。

続いての一般質問の準備をさせますので、自席で待機願います。

(午後 2時28分 休憩)

(午後 2時30分 再開)

野木議長

再開いたします。

続いて、5番、山本義史議員より出されております

(1) 近鉄大和上市駅前について

(2) 吉野町のコロナ対策について

(3) 「国栖の杜」建築廃材混入について

の一般質問をお願いします。

山本議員。

山本議員

5番、山本義史でございます。一般質問の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

近鉄大和駅前についてというご質問でございます。

私、以前からその大和上市駅も含む上市の街並みが非常に空き家が増えたりとか、吉野警察がなくなったりとか、そういったことで活気がどんどんなくなっているんじゃないかなと。今回、いろんなところも歩いたりさせていただきましたけれども、やはり寂しくなっている。例えば、昨年4月1日より吉野町のあの案内所が規模がかなり縮小されて、今までも案内所的な機能はあるそうなんですけれども、物品販売もしていませんし、貸出しもしてないと。本当にそれが有意義だったかどうかというのは検証しなくちゃいけないと思うんですけれども、要は、縮小ぎみになっておるということは確かでございます。また、皆さんもご存じのように、近鉄、非常に乗客が少ないということで、大和上市駅、そして吉野神宮駅に駅員がもう常駐しなくなったという。だから今後、駅を降りたお客さんなり、あるいは来町者であったり、いろんな方がこの

大和上市駅に降りたときに、聞くことすらできない。バスをどこから乗ったらいいねんとか、役場がどういうふうな方向で歩いたらいいのかとか、そういったことすら聞くこともできないというふうにだんだんできておまして、非常に寂しくなっているんじゃないかな、そしてまた、燦上市のテナント部分でありますところがシャッターが下りているという状況で、何かこう閑散とした感じになっております。

ちょっと改めまして、燦上市の今の現状というか、1階、2階がテナントになっておりますのと、3階、4階が住宅になっておりますのと、その現状をお話しいただいて、何とかその大和上市駅の駅前がにぎやかになり、ひいては、上市の街並みがとにぎやかになる方向への何か施策とございますか、町長、ございましたらお話ししていただきたいなと思います。

野木議長

中井町長。

中井町長

山本議員の一般質問にお答えさせていただきます。

今、山本議員がご指摘のとおり、大和上市駅、非常に1階のテナントがほぼ元ビューローの観光案内所があったところ、縮小版残って、ほかは今、随時募集中の形がずっと続いています。その中で、ビジターズビューローそのものは平成25年に設立されて、この観光案内所も同時にオープンされた。そこで、レンタサイクル事業であったり、様々な事業をそこで展開されたわけですがけれども、昨年、吉野駅の前に観光案内所が移動、移転されると。これはビジターズビューローの理事会等々の中で決定をされたということでございます。

私自身は、元来、あつこに、上市駅に観光案内所があつて、本来であればやはり広域連携も含めると、大台ヶ原のお客さんも多い、やはり川上の連携、上北、下北の連携、そういったことを含めると、やはり上市駅にあるのが私が一番いい。桜の時期は出張の形であつこで案内をするのがいいというのは、私の中で思っております。

その中で私自身も、燦上市のテナントのほうも拝見させていただきました。先ほどの山本議員のご指摘のとおり、駅員さんが常駐しなくなった。その中で

今吉野町としても、もう一度何とか、ビジターズビューローが本来はあつこであつた。事務所もあつて、そして観光案内所もあつた。本来は、お客様に一番近い状態の場所で観光案内をして、そして様々な物産も、いろんなものをあつこで売っていた。その形が本来の形ではないかなという私の思いはあります。

その中で、先日、近鉄の方もその無人、無人というか、巡回になったということで、来られました。私自身の思いもお話しをさせていただきながら、近鉄としても、上市駅、吉野神宮駅、吉野駅、この中で何か町とまたビューローと連携できれば、いろんなことをやっていきたい。そしてもしくは、私のほうから派遣もできないのかなと、一緒になって事業できないのかなという話もさせていただきました。で、私は、近鉄からやはり週3日でももし上市駅前に事務所、観光案内所とセットであれば、近鉄の職員さんもそこで観光系とセットでできないかなという構想も持っております。ですからもっと、今は場所がこの役場前にあつて、観光案内所機能が以前よりも落ちてますんで、もう一度ビジターズビューローと話をしながら、吉野町の観光行政にとってどこが一番ベターなのか、そして、今後発展性を持たせるならばどこがいいのか。当然、今、学校の跡地利用の問題も、これからいろんな中で考えていかないといけない。そのときに、拠点となる場所が発展性のあるところにあるべきではないのかな、それはいわゆる事業者との連携をつないでいけることがその拠点でできるかどうか。吉野には柿の葉ずしがあつたり、いろいろしょうゆ屋さんがあつたり、そういったところをやはりつないでいたと思うんですね、上市にあつたときは。今、やっぱり物産が売れない。ですから、ビューローとふるさと納税のECサイト等々はできていますけれども、本来の意味のつながりというのは本当に以前より落ちているのではないかなということも含めて、大和上市駅の、あれは町の施設ですから、再考も含めて考えてまいりたいなというふうに思っています。

野木議長

山本議員。

山本議員

駅員の方とのその共有というか、案内機能も含めてというふうに考えておら

れるということで、そういう方法もいいかと思えますけれども、吉野町でもやっぱり電車で来られた方が津風呂湖であったり、あるいは宮滝であったり、国栖であったり、そこへ行くところの玄関口というのはやっぱり大和上市駅になるということで、何かのやっぱり案内も要るだろうと、吉野町としても要るだろうと。それから、昨日、昨日ですね、川上村の議長、副議長、それから東吉野村の議長、副議長、川上村は村長さんも出てきていただきましたけれども、野木議長と一緒に行かせていただいて、いろんな話をする中で、やはり川上村にしても、電車で来られたお客さんの最寄りの駅は大和上市駅になると。何とか案内を充実してほしいという要望もございました。それは別に吉野町さんにお任せするという意味じゃなくて、分担をしたらどうなんやという利用頻度です。例えば人的な負担にしても、秋の紅葉、大台ヶ原の紅葉の頃になったら、上北山村からそのプロフェッショナルというか、よく地域のことも知った人が案内に来られるとか、あるいは川上村でしたら、夏休みになって子供さんが行くんでしたら、川上村から派遣して案内をするとか、そういった方法もあるんじゃないか。案内所に来たお客さんのその頻度によって、その経費も例えば分担して、みんなで広域的に上北も下北も川上も東吉野も、みんなでこの上市駅の駅前を育てようやないかというような方向という話で話はなつたんですけども、それでもリードを取るのはやっぱり大和上市駅がある吉野町がやるべきだと思いますので、ぜひともそういうリーダーシップを取って、広域的な案内の場所ということで、しかも、吉野町にそんなに負担のかからないような形での案内所というのを、ちょっと考えていただいたらと思うんですが、いかがですか。

野木議長

中井町長。

中井町長

今、山本議員のご提案というか、そういう意見でございます。私は、もうそのつもりでございます。本来、そのつもりだったんですけども、ビューローそのものが吉野駅のほうに行ってしまった状況の中で、一旦、やっぱり移動費とか、事務所の移転費等々かかっています。ある意味、戻そうとなると、また費

用的なものもかかってくると。でもやはり、大和上市駅というのはやはり鉄道が、近鉄が通ってくれているということは非常に大きな財産であるし、これからやっぱりつないでいかないといけない。そういう意味で、吉野町としても観光面でそういう川上、上北等と連携しながら、そのもう一度再構築に動いてみたいというふうに思っております。

野木議長

山本議員。

山本議員

私は、吉野駅のやつをまた戻してこいとか、あるいは、上市駅をビジターズビューローにやらせろとか、そういう話をまた別のところすべきことであって、一応、ビジターズビューローが上市駅でやって、売上げもそんなにない、自転車も貸出しもそんなにない、いろんな反省点から移ったことに関しては、承知しとるつもりなんです。ただ、もっと違う機能、広域的なものを、費用の負担も広域的にやったらどうかという要望が吉野町以外からも出るという話をお伝えしたいということでございます。

それと、燦上市のそのテナントを今言いましたけれども、昔はおすし屋さんがあったりとか、タクシーの事務所があったりとか、あるいはどこかの事務所があったりとか、もう一つ昔を言えば、あの辺りに土産物屋さんがあったりとか、雑貨屋さんがあったりとかいうような形であった。だんだん少なくなる。今現在のテナントの状況なんですけれども、要は、今まででしたら、募集をするとすぐに入ってくるという状況だったと思うんですけれども、募集をしても入らない状況で、随時募集中ということで、今現在はきっちり入っていただいとるかと思うんですけれども、エレベーターがないところの4階で3LDKで6万9,000円という非常に高価な、非常に高い賃金であるというふうになっております。もちろん、もう少し安いところもございますけれども、やっぱりそのあたりも見直しをしないといけないんじゃないか。ただ安けれりゃ入るというものでもないで、やっぱりそのあたりを施策をして、入りたいという。テナントも同じだと思うんですよ。テナントの料金を安したから、それだけで入る、もちろん一つの要因ではありますけれども、テナントを安くしたから入るとい

うものではないと思いますけれども、ずっとシャッター閉めっ放しというのはやっぱりよくないと思います、それは案内所だけじゃなくてね。何か町長、そのあたり施策とかは考えておられるんですかね。

野木議長 中井町長。

中井町長 やはり入居していない、また、テナントが入っていない状況というのは、やはり回避していかないといけない。その中で担当課と一度やはりその辺の整理をして、どういう形でにぎわいをつくっていくか。いわゆるやはり車社会の中になって、非常に電車利用者が減ってきている、その中でやはりどこまでどういった形で、長期的な部分と短期的な部分があると思うんですけれども、そういったことも視野に入れながら、この駅前というのを考えていきたいなというふうに思っています。

担当課からもし考えがあれば、藤本課長、どうぞ。

野木議長 藤本町民課長。

藤本町民課長 失礼します。現在、燦上市のまず入居状況から説明させていただきます。賃貸施設と賃貸住宅があります。3階、4階につきましては賃貸住宅です。ほぼ満床になっております。賃貸施設につきましては、1階4施設、2階3施設がございますが、現在、1階の3施設が募集中、2階の1施設が募集中となっております。

入居に関する審査で、議員の先生方とも現在の賃貸住宅の家賃、それからテナントについての家賃も、適正な価格を議論して、住みやすい住宅づくりに貢献するよということ、本年4月からもう一度本格的に家賃の見直しの議論を加速させていく予定となっております。

また、施設のほうについても、ここ2年間、全く問合せがないような状況です。安ければ入るといような状況ではないですので、創意工夫して、もっと町外にアピールできるような対策を取って、1件でも多く入居していただくよ

う議論していくつもりです。

野木議長

山本議員。

山本議員

ありがとうございます。何か工夫をせんと、だんだん駅前自体が、特にA Iを用いたデマンドバスなんかになりましたら、ハブ化ということもだんだんなくなってきてしまうということで、乗換え需要もなくなってきたら、待ち時間もなくなるということですので、何とかいろんな施策を思案していただいて、考えていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

それから、2番目の質問でございます。

吉野町のコロナ対策ということで、昨年も4回の一般質問のうち、3回このコロナ対策ということで、いろんな老人であったりとか、高齢者の方であったりとか、避難所の話とか、そういったことをしましたが、今回はコロナワクチンについての質問でございます。

コロナワクチン接種というのは、国から配られるものですので、まだ未定のところは多々あるかと思えますけれども、ワクチン接種をするスケジュール的なものとか、大体どのような感じで考えておられるのか。特に、今の現状ですと、ここに令和3年度の施政方針の中でございますけれども、町長が書かれております。「吉野町は、近隣の大淀町・下市町と3町共同で、南奈良総合医療センター看護専門学校体育館を会場として行うコロナワクチンの集団接種と、医師による個別接種の両輪で計画と準備を進めています」ということで、集団接種というのはここにも言うておりますように、大淀町と下市町と共同でやるわけでございます。南奈良総合医療センターの看護専門学校で体育館でやるということなんで、それは順調にいくかと、そのとおりいくかと思えますけれども、私は重要だと思っておりますのは、個別接種というのが非常に重要なんじゃないかなと。といいますのが、国の施策的には、まず医療従事者等がまず最初に接種する。その次は65歳以上の高齢者がする。その次は基礎疾患を有する方というふうになっています。そして高齢者施設等で従事される方、これが3番目に来ておりまして、例えば糖尿であったり、ぜんそくであったり、肺気

腫であったりと、呼吸系のものでございます。その後にそれ以外の方というのが来ていますが、この基礎疾患を有する方というのをどのように選別するのかというのが。これはやっぱり個人のお医者さんであったりとか、例えば、吉野病院へ行って診てもらっている、要は最寄りの、要は自分のかかり医というところが分かっていることであり、ほんでまたそこに行きやすいかと思えます。この個別接種についてはどのようにお考えなのかということ。

それから、ちょっと言い忘れましたけれども、その集団接種の場合、南奈良総合医療センターというのはやはり大淀町にありますので、大淀町もしか向こうのほうにありますんで、お年寄りの方の送迎をどのように今現在で考えておられるのか、それからあと、ワクチンが余ったとき、無駄のないワクチンの接種の仕方というのがどうなのかというのを、分かる範囲で結構です。これは国の施策でございますので。

野木議長

久野長寿福祉課長。

久野長寿
福祉課長

失礼します。説明の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

今、お話ししていただきましたとおり、町としては、町が主体となる接種につきましては、吉野町、大淀町、下市町の3町合同で南奈良看護専門学校の体育館で行うということです。そこは企業団のご協力も得てということになります。

そして、そしたら誰が接種するのかというところなんですけど、そこにつきましても、吉野郡の医師会の先生方をお願いをしております。吉野郡の医師会の先生ですので、基本的に開業医の先生方です。その先生の休診日等を利用して接種をしていただくというところになりますが、今、ご質問いただいた個別接種につきましては、個別接種というか、基礎疾患をお持ちの方というところなんですけれども、基礎疾患、例えば私がどういうふうな疾患を持っているかというのを、私、今大淀町に住んでおりますが、大淀町は把握できておりません。誰が把握できているかと申しますと、私のかかりつけ医でございます。私のかかりつけ医が久野は糖尿やったら糖尿というところでカルテを見て、把

握をしていただいているんですが、だから基本的には、その基礎疾患をお持ちの方はかかりつけ医で接種をしていただく。その前に、接種をしていただく前に、接種していただける病状であるかどうかというのをまず判断をしていただくのが先になってくると思います。私がかかりつけ医に行って、先生、接種していただけます、受けてよろしいですか、大丈夫ですよ、できますよ、先生ところでは接種していただけるんですか、いや、うちはちょっといろんな設備面とか、人的なところあって、ここではできないんです、ただ、接種できますので、集団接種、吉野、大淀、下市でしているんで、そちらで受けてくださいねというご案内か、もしくは、うちでできますので、うちで接種、予約してくださいということの流れになってこようかと思います。ただ、その時期につきましては先ほどおっしゃられましたように、まず医療従事者、先生方や看護師さんを先受けていただいて、その方々が安心して町民の方々に接種をする体制を先つくらなければならない。その次に高齢者ということになってきます。

またその個別接種につきましては、それぞれの医療機関の判断もございますので、私共につきましては、できるだけ吉野町内の医療機関のほうにできたら接種していただきねという働きかけはさせていただいております。またいずれかのタイミングで、今、吉野病院は町立の病院ではございませんで、また企業団のほうにもお願いをというところになると思いますが、とりあえず今現在、町が主体的に進めておりますのは集団接種の部分でございますので、そこをまず先に固めて、高齢者の接種を無事にスムーズに行いたいというところなんです。先ほど、スケジュールの話がなされました。場所と先生の部分はある程度確保できてきたんですが、ワクチンの流通がニュース等でご存じなように、全く不透明な部分でございます。当初でしたら、3月の下旬ぐらいには何らかのワクチンが届くという話をされていまして。医療従事者の接種につきましても、3月から4月にかけて行うという予定をしておりましたが、もう根底から覆ってしましまして、一旦白紙になったような状況で、現在の状況としては、4月の下旬ぐらいからか、連休明けぐらいまでには医療従事者の接種ができるのではないかな。だから、まずその方々が終わってからの高齢者になりますので、今のままスムーズにワクチンの流通が滞りなくいきましたら、予約も受け

れる状態になりますので、5月下旬から6月上旬ぐらいには接種を受けていただけの状況になろうかなというふうに予測はしています。ただ、これあくまでもワクチンが安定的に供給されたらという部分ですので、そこはこの時期だけが独り歩きしないようにご理解お願いいたします。

交通手段につきましてですが、おっしゃられましたように、やはり大淀町と隣町といいましても、ほとんど五條市に近い場所になります。できるだけご足労かけることのないよう、バスを出すような計画も今現在しているところです。

先ほどから、ワクチンワクチンで不安をあおるような話をさしていただきましたが、本当にその流通が安定的に供給されないと、一旦スケジュールを組んでも、予約を受け付けすることができない、予約を受け付けたとしても、ワクチンが届かなかったら、薬ないので打てませんということになりますので、一旦何ほかの幾日間かのワクチンを保管できる体制になってからしかちょっと接種のほうは始めれることできないかなというふうにと考えております。

それから、このワクチン接種につきましては、国民的事業でございます。接種を受ける方々のご協力なしでは達成できない事業ですので、接種を希望される方々がスムーズに接種できるよう町民の方々のご協力を、この場をかりてお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

野木議長 山本議員。

山本議員 基礎疾患を有する方というのは、基本、かかりつけ医で診てもらえる方向にあると。そのかかりつけ医の方がこれはちょっと無理ですよといった場合は、南奈良へ行ってもらわんとあかんと、だからそのかかりつけ医が証明書みたいなものを発行するような感じになるわけですか。

野木議長 久野課長。

久野長寿
福祉課長 証明書を発行という話も、当初ありました。ただ、その証明書を発行することで医療機関がまた時間がかかって、逼迫するのではないかとというところで、

今の段階では、その証明書までというところはないんですが、ただご存じなように、こないだからちょっと副反応の話も出ております。そのあたりはもうドクターでしかちょっと判断できない部分がありますので、ちょっと自分が心配やなと思う方々、またそれぞれ薬も処方されていたら、どんな疾患があるかいうてご自身でも理解、ある程度されていると思いますので、十分かかりつけ医の先生と相談した上で、先生の判断に基づいて接種を受けていただけるようにお願いします。

野木議長

山本議員。

山本議員

分かりました。

吉野病院が先ほどの説明の中で、吉野町の経営ではないということ、それもよく分かっておりますけれども、この吉野病院だと非常に近いですし、スマイルバスでいつも行き慣れていますので、かかりつけ医の個人病院でもそうですけれども、行きやすいですし、相談しやすいです。特にこの吉野病院なんかは、午後の時間帯とかは受付の場所、がらがらの日が結構多いんで、その先ほど言った副反応であるアナフィラキシーとか、そういうのを待機する時間、場所としても、僕はあの場所でも全然いけるんじゃないかなというのがあります。もちろん、吉野町からどうのこうの言うことはできませんけれども、南奈良総合医療センターのほうにそういったことも検討の中へ入れてもらうようにちょっと力を入れていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

またこのコロナ対策のワクチンについて、接種方法等国からの指示もたくさんございます。変更もあるかと思っておりますけれども、そのたびに町民のほうの説明のほうをよろしく願いいたします。

それから、最後の発言で、国産の木の建築廃材混入についてということに関しては、上議員と藤本議員がかなり質問していただいて、もうこれに尽きるかなと思っております。何だかんだありますけれども、要は最終的には吉野町が責任を負うというか、私が思うのは、サンプルで見してもらったやつと納入されたやつが全然別個のものやったという話も聞いておりますけれども、で

も最終的には、やっぱり責任は吉野町役場がある程度持たんといかんと思います。これによって納期がかなり遅れるかと思います。それによって町民の方のその後の利用のスケジュールなんかも狂ってきますので、今後そういうことのないようにということをつけさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。すみません。

野木議長

一般質問を終わります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

12日から、常任委員会・特別委員会を開催いたしまして、付託案件等の審査をお願いしたいと思います。各委員会の日程を申し上げます。

| | | |
|-------|-------|-----------|
| 3月11日 | 休会 | |
| 3月12日 | 午前10時 | 総務文教厚生委員会 |
| 3月13日 | 休会 | |
| 3月14日 | 休会 | |
| 3月15日 | 午前10時 | 産業建設委員会 |
| 3月16日 | 予備日 | |
| 3月17日 | 午前10時 | 予算決算特別委員会 |
| 3月18日 | 午後2時 | 予算決算特別委員会 |
| 3月19日 | 午前10時 | 予算決算特別委員会 |
| 3月20日 | 休会 | |
| 3月21日 | 休会 | |
| 3月22日 | 午後3時 | 本会議（第3日目） |

を開会いたします。

明日からの委員会には、十分な審査を賜りますようお願いいたします。

本日はこれもちまして、散会することにいたします。ご協力ありがとうございました。

（ 午後 3時 1分 散会 ）

令和3年第1回吉野町議会定例会会議録（第3日目）

1. 招集年月日 令和3年3月22日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 3月22日 午後3時00分開会
4. 応招議員

| | | | |
|----|------|----|------|
| 1番 | 藤本昌義 | 2番 | 辻内正誠 |
| 3番 | 上佳宏 | 4番 | 下中一平 |
| 5番 | 山本義史 | 6番 | 上滝義平 |
| 7番 | 野木康司 | 8番 | 中西利彦 |
| 9番 | 西澤巧平 | | |
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

| | | | |
|-----------|-------|--------|------|
| 町長 | 中井章太 | 副町長 | 和田圭史 |
| 教育長 | 森本弥寿則 | 総務参事 | 奥出亘 |
| マスターズ参事 | 岡本克也 | 財務課長 | 山本剛 |
| 総合政策参事 | 北谷隆範 | 町民課長 | 藤本和彦 |
| 税務収納課長 | 坂本圭至朗 | 長寿福祉課長 | 久野史人 |
| 暮らし環境整備課長 | 紺田正俊 | 産業振興課長 | 中尾勇 |
| 文化観光交流課長 | 坂本やよい | 教育次長 | 上林勝則 |
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|----|------|----|------|
| 局長 | 小西修司 | 主査 | 中出敬子 |
|----|------|----|------|
10. 議事日程

| | | |
|-----|------|------------------------------------|
| 日程1 | | 委員長報告（総務文教厚生委員会・産業建設委員会・予算決算特別委員会） |
| 日程2 | 議第5号 | 吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて |
| 日程3 | 議第6号 | 吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて |
| 日程4 | 議第7号 | 吉野町介護保険条例の一部を改正することについて |

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程 5 | 議第 8 号 | 吉野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正することについて |
| 日程 6 | 議第 9 号 | 動産の買入れに係る財産の取得について |
| 日程 7 | 議第 11 号 | 吉野山ふるさとセンターに係る指定管理者の指定について |
| 日程 8 | 議第 12 号 | 宮滝河川交流センターに係る指定管理者の指定について |
| 日程 9 | 議第 13 号 | 第 5 次吉野町総合計画基本構想（案）について |
| 日程 10 | 議第 14 号 | 令和 2 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 14 号について |
| 日程 11 | 議第 15 号 | 令和 2 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について |
| 日程 12 | 議第 16 号 | 令和 3 年度吉野町一般会計予算（案）について |
| 日程 13 | 議第 17 号 | 令和 3 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について |
| 日程 14 | 議第 18 号 | 令和 3 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について |
| 日程 15 | 議第 19 号 | 令和 3 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について |
| 日程 16 | 議第 20 号 | 令和 3 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について |
| 日程 17 | 議第 21 号 | 令和 3 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について |
| 日程 18 | 議第 22 号 | 令和 3 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について 追加議案等 |
| 日程 19 | 同第 1 号 | 吉野町副町長の選任につき同意を求めることについて |
| 日程 20 | 同第 2 号 | 吉野町監査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程 21 | | 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について |

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野 木 議 長

ただ今の出席議員総数は9名でございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1 3月10日の本会議で各委員会に付託した議案等の審査結果について、委員長報告を願います。

まず、総務文教厚生委員会 西澤 巧平委員長にお願いします。

西 澤 議 員

総務文教厚生委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、総務文教厚生委員会に付託されました議案等の審査、並びに結果につきまして、ご報告申し上げます。

本委員会は、3月12日午前10時から理事者に出席を求め、開催いたしました。

まず、「議第5号 吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」は、国民健康保険の県単位化が実施され、保険税の減免についても県統一化が図られることに伴い、本町の国民健康保険税条例を改正するとの説明を受け、異議無く本条例改正案を承認することといたしました。

次に「議第6号 吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて」は、傷病手当金の支給に関する規定において、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、新型コロナウイルス感染症の定義が削除されたことによる定義変更に伴う改正であるとの説明を受け、異議無く本条例改正案を承認することといたしました。

次に「議第7号 吉野町介護保険条例の一部を改正することについて」は、第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの介護保険料を規定するとともに、減免規定において、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、新型コロナウイルス感染症の定義が削除されたことによる定義変更に伴う改正であるとの説明を受け、異議無く本条例改正案を承認することといたしました。

次に「議第 8 号 吉野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正することについて」は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、指定基準を定めた国の関係省令が一括改正されたことに伴い、指定基準等について、感染症や災害への対応力強化や地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止の取組の推進や介護人材の確保・介護現場の革新、制度の安定性・持続可能性の確保及び居宅介護支援事業所管理者の条件緩和の延長など運営等基準について、関係する 4 つの条例の改正であるとの説明を受け、異議無く本条例改正案を承認することといたしました。

次に「議第 9 号 動産の買入れに係る財産の取得について」は、デマンドバス実証試験運行開始に伴う車両 4 台 1,603 万 9,540 円で取得するものであるとの説明を受けた後、デマンドバス交通の導入スケジュールや予約方法、運行時間や乗降ポイントなども説明を受け、各委員より質疑や意見が交わされました。本委員会としては、実証試験運行を通し地域住民の方々の色々な意見を伺い、より良い新たな交通体系の構築を求め、本案を承認することといたしました。

続いて「議第 13 号 第 5 次吉野町総合計画基本構想（案）について」は、まちの将来像を『「ひと」がつながり「ひと」が輝き「ひと」が潤う 感動生まれる 吉野町』と定め、その将来像達成のため「人を育む吉野町」「循環と発展をめざす吉野町」「安心できる吉野町」「持続可能な吉野町」の 4 つの政策を設定するとともに、今後の土地利用の方向性及び施策の大綱を定めたことについて説明を受けました。基本構想は、今後概ね 10 年間のまちづくりの方向性を示す大変重要な案件の一つであるため、慎重な審議が行われた結果、本案を承認することといたしました。

次に「議第 11 号 吉野山ふるさとセンターに係る指定管理者の指定について」は、公の施設の指定管理者制度により吉野山ふるさとセンターの管理運営を引き続き令和 3 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで吉野山自治会に管理運営をお任せするものであり、これまでの管理運営状況や指定管理の協定書についても説明を受け、本案を承認することといたしました。

また、付託議案以外に町当局から、現在行われている小中一貫教育校新校舎

等建設工事進捗状況及び検討されている追加工事の報告を受けました。

また、南和広域医療企業団議会議員である藤本議員より、令和2年度の診療状況及び収支状況などの報告を受けました。

以上が当委員会における調査、審査の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、当委員会所管事項について、継続して審査できるよう申し出いたしまして、総務文教厚生委員長報告を終わります。

野 木 議 長

続いての委員長報告の準備をさせますので、自席で待機願います。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、

演台・演台上マイクのアルコール消毒を実施)

続いて、産業建設委員会 下中 一平委員長にお願いいたします。

下 中 議 員

産業建設委員会の委員長報告を行います。

本定例会におきまして、産業建設委員会に付託されました議案等の審査、並びに結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本委員会は、3月15日午前10時から理事者に出席を求め、開催をいたしました。

まず、「議第12号 宮滝河川交流センターに係る指定管理者の指定について」は、公の施設の指定管理者制度により宮滝河川交流センターの管理運営を引き続き令和3年4月1日から令和8年3月31日まで宮滝自治会に管理運営をお任せするものであり、本委員会では、指定管理の期間や指定管理の協定書においても慎重に審査し、本案を承認することといたしました。

続いて、本委員会の所管事項について、各担当課から報告及び説明を受けました。

まず暮らし環境整備課より、県域水道一体化について人口減少等による水需要減少に伴う給水収益の減少や施設老朽化に伴う更新需要の増大などの今後の課題、その課題解決にむけての浄水場の集約や総排水施設の最適化の施設の公有化の内容や一体化によりもたらせる建設改良や施設維持費の削減や水道料金上昇の抑制などの水道の理想像である「持続」「強靱」「安全」の確保により、

今後も安全・安心な水道水を将来にわたって持続的に供給するという一体化の目指す姿と今後のスケジュール等について報告を受けました。

次に、吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会よりの提言書についての報告と吉野町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について説明受けました。

ごみ処理基本計画の基本理念としては、発生抑制の徹底と適正処理の実施によりごみの排出抑制と適正処理による循環型社会のまちづくりを推進することとし、基本方針としては、排出抑制及び再使用を優先した3Rいわゆる「発生抑制のリデュース」「再使用のリユース」「再生使用のリサイクル」の推進や分かりやすい情報発信・啓発・環境教育等の推進や適性処理の推進で構成され、未来につながる循環型のまちづくりのためのごみ・資源物処理の目標値や目標達成に向けた施策・事業体系や将来のごみ処理方法への移行スケジュールについて説明を受けました。

次に産業振興課より、令和3年度新規事業の農地保全活動推進事業と令和3年度の森林環境整備促進事業の事業概要について説明を受けました。

まず農地保全活動推進事業として、先祖代々受け継がれた農地を守り続けるため、地域住民と行政が共同で農地を守る活動を進めていく事で地域農業の活性化と農地景観を守るため、美しい農地景観を守るまちづくり連携協定書を締結し取り組んでいく「美しい農地景観を守るまちづくり事業」と農業生産活動を継続するため公立的かつ安定的な農業を推進するとともに、集落全体で農地を維持していくための組織づくりを進める集落営農の取り組みを推進するとの説明を受けました。

また令和元年度に創設された森林環境譲与税関連事業として令和3年度は、山林災害の防止や水源涵養機能等の森林の公益的機能の増進を図るため、施業が放置された人工林を間伐する施業放置林設備、道路沿いの未整備森林を伐採することで災害に強い森林整備を進め、また道路の安全確保や周辺の景観整備を図る未整備森林自然林化及び小面積皆伐を行い、広葉樹を植栽することで防災力の高い森林へと誘導する混交林誘導整備事業等を実施する森林環境整備促進事業の事業概要について説明を受けました。

次に文化観光交流課より、吉野ビジターズビューローとの連携方針として、

町の観光推進方針については平成30年度からの町観光振興計画の観光推進コンセプト、令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大後の新しい観光スタイルの確立、ECサイト活用による地域産品販売、そして令和3年度にはビジターズビューローの組織強化を図るとともに、Withコロナ期における早期の観光需要発起のため、これまでの取り組みを継続しつつ、当面のターゲットを首都圏及び関西圏等の国内市場とし、重点プロモーションを実施する予定であるとの報告を受けました。

また観光推進体制イメージとしては、令和3年度からは観光地域づくり法人としての吉野ビジターズビューローの役割、町の主な役割、観光協会、商工会、地場産業事業者及び農林漁業事業者等の役割分担を明確にするるとともに、連携強化を図り、地域の稼ぐ力を最大限に発揮する体制を確立していくとの報告を受けました。

次に吉野見附三茶屋について、吉野山ビジターセンターについて、昨年9月以降の経過について報告を受けました。

以上が本委員会における調査、審査の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会所管事項について、継続して審査できるよう申出いたしまして、産業建設委員会委員長報告を終わらせていただきます。

野木議長

続いての委員長報告の準備をさせますので、自席で待機願います。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、

演台・演台上マイクのアルコール消毒を実施)

続いて、予算決算特別委員会 山本 義史委員長にお願いします。

山本議員

予算決算特別委員会の委員長報告を行います。

本定例議会におきまして、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審査並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。

本委員会は、3月17日午前10時から、18日午後2時からの2日間、理事者に出席を求め、開催いたしました。

まず、「議第 14 号 令和 2 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 14 号について」は、補正予算の概要として補正規模は 6,005 万 6,000 円の増額で、予算総額を 77 億 1,687 万 3,000 円とするものであり、翌年度への繰越経費として小中一貫教育校新校舎等建設工事費用である小中一貫教育推進事業と含む 13 事業、総額 3 億 8,036 万 7,000 円を繰越明許費とし、地方債の補正では新たに減収補填債の限度額 1,890 万円を追加するとの説明がありました。

また歳入予算においては、地方譲与税である森林環境譲与税 1,491 万 3,000 円、繰越金 2,624 万 3,000 円、減収補填債 1,890 万円の増額等であり、歳出予算は、森林環境整備促進事業費減に伴う森林環境整備促進事業 574 万 7,000 円の減額と歳出予算減額分と森林環境譲与税としての歳入予算額を併せ 2,066 万円の森林環境整備促進基金積立金増額及び今年度末の退職予定者退職手当特別負担金 4,375 万 2,000 円の増額等であるとの説明があり、審査の結果、本補正予算案を承認することと致しました。

次に、「議第 15 号 令和 2 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について」は、翌年度への繰越経費として公共下水道建設事業 900 万円を繰越明許費とするものであるとの説明を受け、異議無く本補正予算案を承認することと致しました。

次に「議第 16 号 令和 3 年度吉野町一般会計予算（案）について」は、令和 2 年度より 7,500 万円減の、予算総額 62 億 5,000 万円の予算（案）であり、新年度予算案は、第 5 次吉野町総合計画の基本構想の策定過程において洗いだされた課題や、町民の皆様から頂いたご意見を基に策定した「まちの将来像」を実現するための予算編成としており、主要な施策、事業展開として、本町義務教育 9 年間の学びの魅力ある教育環境づくりに向けて準備を進めている小中一貫教育の整備について、工事請負費や備品購入費他 7 億 3,345 万 4,000 円を小中一貫教育推進事業費とすると共に、ICT を活用した教育による学力向上、情報活用能力の向上に向けての電算機器更新として、債務負担行為 1,709 万 8,000 円を設定すること、交通弱者等の日常生活の移手段の確保や外出支援による見守りを進めるため、令和 3 年度は社会福祉協議会とバス・タクシー事業者による A I 配車運行システムを導入したデマンドバスの実証試験運行を開

始し、現在運行中のスマイルバス運行費用を含め、地域公共交通活性化事業費を9,248万円とすること、観光振興に係るウイズコロナ・アフターコロナに向けた、新たな観光スタイルの模索として、通過型から滞在型への変革のため近隣市町村と連携し、地域資源を活かした新たな観光スタイル推進事業費550万円とすること。

また、新型コロナウイルスワクチン接種については、南奈良看護専門学校体育館を会場とし、吉野郡医師会協力を得て吉野町・大淀町・下市町の3町合同で集団接種を実施する費用など9,124万9,000円の計上など、各担当課長等から各費目において事業の説明を受け、審議を致しました。

本委員会では、数多くの事業について意見が交わされ、現行の本町防災行政無線システムが法令上の関係により令和4年11月30日をもって使用できなくなることに伴う新たな防災行政無線整備事業において、防災行政無線は、行政機関から住民への確実な連絡周知と行政機関内部での情報伝達手段として中心的な役割を担う手段の1つであり、町当局が住民の避難、救援、救助や復旧等の防災活動を行うための重要な無線通信システムであるため、通信システム設計、発注及び施工体制の全工程について質疑や意見が交わされ、防災行政の原点である客観的な「安全」を技術的に追求し、町民一人一人の「安心」を保証するという使命のため、防災力強化に努めていただくよう求め、本予算案を承認することと致しました。

次に「議第17号 令和3年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について」は、一般被保険者療養給付費、高額療養費、健康促進事業費、特定健康診査等事業費、及び国民健康保険の県域化に伴う国民健康保険事業費納付金などで、前年度比6,500万円減の、予算総額11億4,800万円の計上であるとの説明を受け、異議無く本予算案を承認することと致しました。

次に「議第18号 令和3年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について」は、後期高齢者医療広域連合納付金、健康診査負担金などで、前年度比100万円減の、予算総額1億6,300万円の計上であるとの説明を受け、異議無く本予算案を承認することと致しました。

次に「議第19号 令和3年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について」

は、保険事業勘定においては、介護保険の円滑な運営を図るための事業費として、前年度比 6,380 万円減の、予算総額 12 億 6,110 万円の計上、また、サービス事業勘定では、前年度比 5 万 2,000 円増の、予算総額 290 万円の計上であるとの説明を受け、異議無く本予算案を承認することと致しました。

次に「議第 20 号 令和 3 年度吉野町下水道事業特別会計予算(案)について」は、前年度比 30 万円減の、予算総額 2 億 5,380 万円の計上であるとの説明を受け、異議無く本予算案を承認することと致しました。

次に「議第 21 号 令和 3 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算(案)について」は、前年度比 200 万円減の予算総額 3,100 万円の計上であるとの説明を受け、異議無く本予算案を承認することと致しました。

次に「議第 22 号 令和 3 年度吉野町水道事業特別会計予算(案)について」は、業務の予定量は、給水戸数を 3,800 件、年間総給水量を 68 万 3,000 立方メートル、一日平均給水量を 1,871 立方メートルとするものであり、収益的支出合計は、水道事業費用、前年度比 313 万円減の 3 億 8,602 万円。

資本的支出では、峰寺地区配水管布設替工事他、工事請負費等で、資本的支出合計は、前年度比 1,535 万円増の 2 億 8,762 万円であるとの説明を受け、異議無く本予算案を承認することと致しました。

以上、本委員会に付託されました、議案等の審査結果について、予算決算特別委員会委員長報告を終わります。

野 木 議 長

続いての準備をさせますので、自席で待機願います。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、

演台・演台上マイクのアルコール消毒を実施)

上程議案の採決に入ります。

日程 2 議第 5 号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について、意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程3 議第6号「吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について、意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程4 議第7号「吉野町介護保険条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について、意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程5 議第8号「吉野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について、意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程6 議第9号「動産の買入れに係る財産の取得について」は、先ほどの委員長報告を承認でございます。

本案について、意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は可決することに決しました。

日程7 議第11号「吉野山ふるさとセンターに係る指定管理者の指定について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について、意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 8 議第 12 号「宮滝河川交流センターに係る指定管理者の指定について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について、意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 9 議第 13 号「第 5 次吉野町総合計画基本構想(案)について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について、意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 10 議第 14 号「令和 2 年度吉野町一般会計補正予算(案)第 14 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について、意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 11 議第 15 号「令和 2 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について、意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 12 議第 16 号「令和 3 年度吉野町一般会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について、意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 13 議第 17 号「令和 3 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について、意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

（ 「異 議 な し」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 14 議第 18 号「令和 3 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について、意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

（ 「異 議 な し」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 15 議第 19 号「令和 3 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について、意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 16 議第 20 号「令和 3 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について、意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 17 議第 21 号「令和 3 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について、意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程 18 議第 22 号「令和 3 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）につい

て」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について、意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

追加議案が出ております。

日程 19 同第 1 号「吉野町副町長の選任につき同意を求めることについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

地方自治法第 117 条の規定により和田圭史副町長退席をお願いします。

説明を求めます。中井町長。

中 井 町 長

改めまして、和田圭史氏のご紹介をさせていただきます。

尚、経歴につきましては議案書に掲載させていただいております。

和田圭史氏は、経歴にもありますよう昭和 55 年 4 月から平成 29 年 3 月までの 37 年間にわたり職務に精励され、この間会計課長、環境対策課長、税務保険課長、総務課長、吉野町教育委員会教育次長の要職を務められました後、平成 29 年 4 月に吉野町副町長に就任されました。

副町長任期中は、着実かつ丁寧に重点施策を中心に各種取り組みを進めていただいております。

何点か私が選任を同意した点について、ご紹介させていただきます。

副町長、現在また選任同意をあげさせていただきますが、私が昨年ちょうど

2月に就任させていただいてちょうど1年でございます。

そして2月25日就任以来、27日にコロナ対策本部を設置し現在もコロナ対策本部を継続中であります。この緊急事態におきまして町長不在、またいろいろなことが予想される中で、ぜひ副町長はおきたい、そしてなおかつ行政経験もっている和田副町長を引き続いてお願いしたいということでございます。

そして、前北岡町長時代3年間ですけれども、その当時私は議員でございました。その時の選任の議案上程におきましても、私も議員として選任同意した経緯がございます。そういった観点から含めまして現在の私1年ですけれども、しっかりと行政運営をサポートしていただいております。

そして、何よりもこのコロナの中でしっかりとトップと副がですねコミュニケーションをとって意思疎通を図る、そういったことが一番重要ではないかなということでございます。

以下4点の点につきまして、どうしても今副町長を不在にはできない。そして行政経験のある和田副町長を続投をお願いしたいとそういうことでございます。この経験と実績を基にさらに町行政、前に進めてまいりたいと思います。

どうかご同意いただけますようお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

辻内議員。

この際、議長より申し上げます。

まず、冒頭に反対または賛成を明らかにしてから意見を述べてください。

辻内議員どうぞ。

辻内議員

結論、本議案つまり和田圭史氏選任に反対いたします。

反対理由を概念と具体的事例から説明いたします。

まず、概念的には町民からの信頼を持ち、町長の右腕として町行政を行って

いく上では適切な人物ではないと考えます。

次に具体的事例を申し上げます。

吉野山の観光リフトの件でございます。本件に関しまして、中井町長の判断にどうかは申しませんが、本件は北岡前町長の時代に構想されたものであり地元関係団体や自治会との過去の協議、経緯併せて県や国との経緯もすべて解っておられたのは和田副町長でございます。にも関わらず十分な事前説明を住民に対して行わず突然の白紙、中止を決定した上で住民の方に対する一方的に中止を説明したことは関係された住民の方のみならず、町民全体の信頼を大きく損ねることとなりました。併せて県や国から見ても吉野町の突然の中止決定と受け止められており県や国の信頼の回復には相当時間がかかると察します。

本件が具体的事例であります。まとめますと中井町長が新しい吉野町実現へ行政を進めるには町民の皆様から信頼される行政であることが大事であると考えます。町民から信頼を失った和田現副町長が中井町長の右腕のごとくおられることは町行政にとってマイナスであると考え、反対いたします。以上です。

野 木 議 長

ただいま辻内議員より反対意見が出されております。

続いて、賛成意見を求めます。

中西議員。

中 西 議 員

8番、中西です。

私は、賛成の意見を述べたいと思います。

今、中井町長からもるる説明がございましたけども町長も就任してまだ1期の2年目ということで議会経験は3期ほどですかね、12年の経験があるんですが、行政経験はまだ1年でございまして、和田副町長今ずっと副町長されてまして経験も豊富でございます。和田副町長がいつまでも副町長をするということではなしにいずれどなたかに交代される日が来るでしょうけども、そのタイミングは今の町長のやり方というのを見ていて、今がそのタイミングであるというふうには私はとても思えませんし、中井町長の補佐として頑張っていってほしいなという思いでございます。以上です。

野木議長 ほか意見はございませんか。
藤本議員。

藤本議員 反対意見でもいいですか。

野木議長 結構ですよ。

藤本議員 1番、藤本です。
私は、反対です。

さきほど中西議員がタイミングとおっしゃいました。私が考えるタイミングはこの令和3年度、新しく第5次の吉野町の総合計画が始まります。

その総合計画が始まる中で、新体制をとって副町長を新しく一新し、そしてこの新しい副町長の下でやるのが適切ではないかと考えます。

もう1点ございます。

私、和田副町長を別に非難するわけでも何でもなくて、和田副町長はよくやっていったと思うんですけども、今再任されますと4年任期があります。副町長8年という中で吉野町の職員にとって良き人材が退職する場合もございますし、新しい副町長になることによってそのポストというのもまた職員さんのモチベーションとか、士気のあがることにも繋がります。当然公務員ですので全体の奉仕者として常にベストを尽くすのがあたりまえですけども、こういった観点から私は今が代わるタイミングではないかというふうに考えます。以上でございます。

野木議長 他に意見はございませんか。
山本議員。

山本議員 賛成意見を述べさせていただきます。

さきほどの辻内議員、それから藤本議員の意見も非常に共鳴する部分もござ

いますけれども、新中井町長ができて1年ということで、これから中井町長の手腕を発揮するところであるというふうに考えております。

そのときに副町長も新しくなり、新しい右腕でやっていくということも考えられますが先ほど中井町長から言われましたように、コロナ禍の中通常業務以外にコロナ対策ということも非常に重要になってきております。

前北岡町長が後継者として選んだ中井町長が、また副町長を選任してほしいということですので私は中井町長の意見を重視して選任に同意したいと思っております。以上でございます。

野木議長

他に意見はございませんか。

他に意見がないようですので、これで討論を終わります。

反対意見と賛成意見が出ましたので、この採決は起立によって行います。

本件を同意することに賛成の諸君は起立を願います。

可否同数であります。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により議長が採決いたします。

議長は本件を同意することといたします。

和田圭史副町長、議場にお入りいただきます。

ただいま、副町長に選任同意されました和田圭史副町長にごあいさつをお願いいたします。

和田副町長

議長より、発言の機会を与えていただきましたことについてまずお礼を申し上げたいと思います。

このたび、副町長の選任のご同意を賜り、誠にありがとうございます。身に余る光栄であり、その職責の重さに改めて身の引き締まる思いであります。

さて吉野町は中井町長の下、新たなまちづくりに向けた総合計画がスタートします。そして、この計画の前期5年間で将来の吉野町の方向性を決める大切

な時期であります。また本町が直面する課題の解決にも取り組まなければなりません。中井町長の町政運営の原点は、町民の皆様に寄り添い、向き合い、真の課題を見つけ、不安を希望に変えることであります。町長の政策実現の為、これまでに培ってきた経験を活かし町長をお支えし、議会の皆様をはじめ町民の皆様や職員と力をひとつにして吉野町の発展のため誠心誠意努めて参る所存でございます。

議員の皆様、町民の皆様のご指導、ご鞭撻を心よりお願い申し上げましてごあいさつとさせていただきます。

今後ともどうかよろしくお願ひします。

野木議長

ありがとうございました。

続いての準備をさせますので、自席で待機願ひします。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、

演台・演台上マイクのアルコール消毒を実施)

日程 20 同第 2 号「吉野町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

地方自治法第 117 条の規定により中西利彦議員退席をお願いいたします。

説明を求めます。中井町長。

中井町長

改めまして、中西利彦議員の紹介をさせていただきます。

尚、経歴につきましては議案書に記載させていただいております。

中西議員は、平成 5 年初当選され議員在職年数は 28 年で現在 8 期目でございます。この間町議会におきましては議長を 3 度、副議長を 4 度、また常任委員会・特別委員会の委員長を数多く歴任され、現在議会運営委員会委員長をお務めでございます。また町議会から選出されます広域行政の議会議員として現在吉野広域行政組合議会議員をお務めでございます。実効性ある監査を行うため

の有効なかたちということで議員から1名、ご同意の程よろしくお願ひいたします。

野木議長 質疑を求めます。
上滝議員。

上滝議員 この監査委員は、町長自らご指名し議会で同意を得るものか、議会の圧力によって中西を推薦するのどちらであるのかお答え願ひたい。

野木議長 中井町長。

中井町長 町長の選任同意でございますので、私が上程して選任の同意を得るということでございます。

上滝議員 はい。わかりました。

他に質疑はございませんか。

はい。質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

上議員。

上議員 3番、上でございます。

私は、さきほどのご説明の中で多選であるからゆえにまたやっていただくことが適任だというお話でしたが、多選であれば逆に若者への世代交代をお伝えしようと思いますが、それはいかがなんでしょうか。

(「意見なんで、質問できません。」の声あり)

ごめんなさい。反対です。

すみません。反対。

野木議長

はい。他に意見はございませんか。

他に意見がないようですので、これで討論を終わります。

反対意見と賛成意見がでましたのでこの採決は起立によって行います。

本件を同意することに賛成の諸君は起立を願います。

起立多数です。

したがって本件は、同意することに決しました。

中西利彦議員に議場にお入りいただきます。

ただいま、監査委員に選任同意されました中西利彦議員にごあいさつをお願いいたします。

中西議員

監査委員に同意をいただきました。大変ありがとうございます。

いずれにいたしましても、町民の大切な税をどう使っているかということをしちっと検証してまいりたいと思いますので、また議員各位のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

野木議長

ありがとうございました。

続いての準備をさせますので、自席で待機願います。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、

演台・演台上マイクのアルコール消毒を実施)

日程 21 「常任委員会の閉会中の所管事務の調査について」

それぞれの委員長より、会議規則第 75 条の規定によって、所管事項について閉会中の継続審議の申出がありますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、それぞれの委員長の申出どおり、閉会中の継続審議とすることに決しました。

本定例会に付議されました議案の審議はすべて議了いたしました。

おはかりします。

会議規則第7条の規定によりこれをもって、本定例会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

閉会にあたり、町長のごあいさつをお願いいたします。

中井町長。

中井町長

閉会にあたりまして、ひとことごあいさつを申し上げます。

まずは、第1回の吉野町議会定例会、上程しました議案すべてご承認いただきましてありがとうございます。

皆様方にとりまして、改選後初めての本議会でございます。一般質問をはじめ各委員会でも様々なご質問またご指摘、そして慎重審議を賜りましたこと心から感謝を申し上げます。

令和3年度の新たなスタートをする上におきまして、当初予算はもとより従来の継続事業をすべて含めまして今回いただきました意見をしっかりと受け止めて町政を進めてまいりたいと思います。

まず、何よりもコロナが未だ収束が見えない状況でございます。

この中でなんとか社会経済活動をしていく、それが私に課せられた使命でもございます。基軸をコロナの中でいかに町政運営ができるか、安全安心を軸とした社会経済活動そしてまた町政運営に臨んで参りたいと思っております。

そして第5次総合計画の基本構想がスタートする年でもございます。特に小中一貫教育に伴う学校の跡地利用、利活用そしてまた将来のごみ処理方法そしてデマンドバス等々、非常に大きな案件がございます。

しっかりとスピード感をもってそして進んで参りたいと思います。本日副町

長も選任いただきました。そしてまた議会の体制も整えていただきました。様々な厳しい意見もございます。ただ、しっかりとそのことを受け止めてそして議会の皆様方と両輪で前に進めるよう私自身も議員の皆様方と情報共有を進めて参りたいと思います。

どうか議員各位におかれましても、非常にコロナの中でまたコロナの臨時交付金であったり、臨時議会等々もあろうかと思えます。そしてワクチン接種、このへんもしっかりと情報を提供しながら町民の皆様方に安心を届けてまいりたいと思います。どうか今年1年間しっかりと前に進めるように議員の皆様方をお願い申し上げ、そしてまた健康に留意され議員活動を進めていただきますことをお願い申し上げ閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

野 木 議 長

皆様の熱心なご審議によりまして全議案を議了することができました。

ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝申し上げます。

これをもちまして令和3年第1回吉野町議会定例会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

(午後 4時 3分 閉会)